

「令和５年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

《調査の対象》 ○都内の公立小学校 １,２７０校
○都内の公立中学校 ６２１（１）校
○都内の公立高等学校 １９２校
○都内の公立特別支援学校 ６３校

〈目次〉

第Ⅰ章 小学校・中学校・高等学校における暴力行為の状況

１ 調査について	２
２ 調査結果の概要	２
３ 東京都教育委員会の取組	２
４ 今後の対応	２
５ 資料	
（１）暴力行為の発生状況	３
（２）対教師暴力の発生状況	３
（３）生徒間暴力の発生状況	３
（４）対人暴力の発生状況	３
（５）器物損壊の発生状況	４
（６）暴力行為の学年別加害児童・生徒数	４
（７）加害児童・生徒への特別な対応	５
（８）暴力行為の発生学校数・発生件数の推移	６

第Ⅱ章 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校におけるいじめの状況

１ 調査について	７
２ 調査結果の概要	７
３ 東京都教育委員会の取組	７
４ 今後の対応	７
５ 資料	
（１）いじめの認知状況	８
（２）いじめの認知件数の学年別内訳	９
（３）いじめの発見のきっかけ	９
（４）いじめられた児童・生徒の相談状況	１０
（５）いじめの態様	１０
（６）いじめる児童・生徒への特別な対応	１１
（７）いじめられた児童・生徒への特別な対応	１１
（８）学校におけるいじめの問題に対する日常の取組	１２
（９）いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法	１３
（１０）いじめ防止対策推進法第28条第１項に規定する「重大事態」について	１４

第Ⅲ章 小学校・中学校における長期欠席の状況

１ 調査について	１５
２ 調査結果の概要	１５
３ 東京都教育委員会の取組	１５
４ 今後の対応	１５
５ 資料	
（１）長期欠席者数の推移	１６
（２）理由別長期欠席者数の推移	１６
（３）不登校の発生状況	１７
（４）不登校児童・生徒数の推移	１７

※都内の公立小学校には、義務教育学校の前期課程を含む。

※都内の公立中学校には、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む。

なお、（ ）内の数値は、分校で内数である。

※都内の公立高等学校には、都立中等教育学校・千代田区立九段中等教育学校の後期課程を含む。

（５）不登校児童・生徒の欠席期間別内訳	１７
（６）不登校児童・生徒の学年別内訳	１７
（７）不登校児童・生徒への指導結果の状況	１７
（８）不登校児童・生徒について把握した事実	１８
（９）相談・指導等を受けた学校内外の機関等	１９
【参考】不登校児童・生徒数の推移、不登校出現率、学校復帰率	２０

第Ⅳ章 高等学校における長期欠席の状況

１ 調査について	２１
２ 調査結果の概要	２１
３ 東京都教育委員会の対応	２１
４ 資料	
（１）長期欠席者数の推移	２２
（２）長期欠席理由別の推移	２２
（３）学年別長期欠席理由	２３
（４）不登校生徒数の推移	２４
（５）不登校生徒について把握した事実	２５

第Ⅴ章 高等学校における中途退学者数等の状況

１ 調査について	２６
２ 調査結果の概要	２６
３ 東京都教育委員会の対応	２６
４ 資料	
（１）都立高等学校中途退学者の状況・推移	２７
（２）都立高等学校中途退学者の理由別・学年別・年度別内訳	２８
（３）都立高等学校中途退学者数・退学率の推移	２９
（４）都立高等学校原級留置者の状況・推移	３０

第Ⅵ章 小学校・中学校・高等学校における自殺の状況

１ 資料	
（１）自殺に係る調査を実施した件数	３１

第Ⅶ章 出席停止の措置の状況

１ 資料	
（１）出席停止の措置が採られた小中学校数	３１

第Ⅰ章 小学校・中学校・高等学校における暴力行為の状況

1 調査について

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」(教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。)、「生徒間暴力」(何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。)、「対人暴力」(対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。)、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

なお、本調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が次の例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て調査対象とする。

「対教師暴力」の例：指導されたことに激高して教師の足を蹴った。

教師の胸ぐらをつかんだ。

「生徒間暴力」の例：同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った。

双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした。

「対人暴力」の例：学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした。偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした。

「器物損壊」の例：補修を要する落書きをした。

学校備品(カーテン、掃除用具等)を故意に壊した。

なお、令和2年度分調査(令和3年度実施)から、「『学校の管理下』、『学校の管理下以外』のいずれで発生したかにかかわらず、自校の児童・生徒が行った暴力行為を対象とすること」と変更された。

2 調査結果の概要 ※ () 内数値は、令和4年度結果

※ 暴力行為には、いじめに伴って発生したものも含まれる。

- (1) 暴力行為の発生状況は、小学校では全体の30.9% (22.8%)にあたる392校(290校)で1,964件(1,904件)、中学校では全体の45.4% (35.5%)にあたる282校(221校)で1,343件(976件)、高等学校では全体の10.9% (5.2%)にあたる21校(10校)で25件(12件)である。
- (2) 対教師暴力は、小学校では全体の10.2% (9.2%)にあたる129校(117校)で403件(380件)、中学校では全体の10.3% (7.6%)にあたる64校(47校)で111件(70件)、高等学校では全体の1.0% (0%)にあたる2校(0校)で2件(0件)であった。
- (3) 生徒間暴力は、小学校では全体の23.4% (16.3%)にあたる297校(208校)で1,259件(1,209件)、中学校では全体の36.9% (30.6%)にあたる229校(190校)で883件(686件)、高等学校では全体の6.3% (2.6%)にあたる12校(5校)で14件(5件)発生している。
- (4) 対人暴力は、小学校では全体の2.1% (1.2%)にあたる27校(15校)で40件(24件)、中学校では全体の3.5% (2.1%)にあたる22校(13校)で30件(14件)、高等学校では全体の3.6% (3.1%)にあたる7校(6校)で9件(7件)発生している。
- (5) 器物損壊は、小学校では全体の10.0% (8.8%)にあたる127校(112校)で262件(291件)、中学校では全体の21.6% (14.3%)にあたる134校(89校)で319件(206件)、高等学校での発生はなかった。
- (6) 暴力行為の加害児童・生徒数を学年別にみると、小学校では第4学年が298人、中学校では第1学年が634人、高等学校では第2学年が14人で最も多い。
- (7) 令和5年度の暴力行為は、令和4年度と比較すると、発生学校数、発生件数ともに小学校、中学校、高等学校で増加した。

3 東京都教育委員会の取組

- (1) 東京都教育委員会は、暴力行為を未然に防止し、「人権尊重の精神」を指導の基本とし、児童・生徒に対するきめ細かな生活指導の徹底が図られるよう、区市町村教育委員会及び学校への指導・助言を行っている。
- (2) 区市町村教育委員会及び都立学校に対して、生活指導に関わる通知を発出し、問題行動等の再発防止を徹底している。
令和6年度には暴力行為のない学校づくりリーフレット「みんなで育てよう！安心して過ごせる学校作りに向けた想いや行動」を作成し、暴力行為の未然防止、前兆行動の早期発見・早期対応、発生時の対応方法、PDCA サイクルの視点で教育活動を見直し、課題を改善するため取組等を周知した。
- (3) 都内公立小・中・高等学校等に心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置している。
- (4) 「生活指導担当指導主事連絡会」、「生活指導等連絡会」、「生活指導担当者連絡会」などにおいて、区市町村教育委員会や学校と連携して指導の充実を図っている。
- (5) 全公立学校において、毎年度、暴力行為を含む児童・生徒の非行防止・犯罪被害防止を目的に、家庭・地域・警察等の関係機関と連携して「セーフティ教室」を実施している。
- (6) 学校・スクールソーシャルワーカー・民生児童委員等の関係機関との緊密な連携の下に、個々の問題行動の事例に対応する「学校サポートチーム」を、都内全公立学校に設置し、学校を支援する体制を確立している。
- (7) 令和5年度には、管内スクールカウンセラー連絡会において、ストレスマネジメントやアンガーマネジメントに関する講演を設定し、参加したスクールカウンセラーが所属校で講師となって、校内研修を実施できるようにした。

4 今後の対応

- (1) 暴力行為防止に向け、適切に互いの考えや気持ちを伝えるコミュニケーションをとることや自身の怒りの感情の原因を把握し、適切に対処するためのスキル等が掲載された児童・生徒向けリーフレットを作成する。
- (2) 子供が適切に感情をコントロールするための適切な援助を教員ができるよう、スクールカウンセラーが、所属校でストレスマネジメントやアンガーマネジメント研修を実施するためのスライド資料とスライドを活用するための解説動画を新たに作成し、都立学校、区市町村教育委員会へ周知する。
- (3) 全教職員が、必要に応じて、次の①～④の内容を確認できるようオンデマンド型の研修を実施する。
(内容)
 - ① 小学校・中学校の生活指導等の連携
 - ② 日頃から自己有用感、自尊感情を高める学級経営の充実
 - ③ 主に集団の場面で生活指導や援助のガイダンスの徹底
 - ④ 個々の児童・生徒の発達の段階等、多様な実態を踏まえ、教職員が児童・生徒一人一人が抱える課題に個別に対応したカウンセリング(教育相談)の充実

5 資料

(1) 暴力行為の発生状況 (表1-1)

項目 校種	学校数 (A)	発生学校数 (B)	発生率(%) B/A×10	発生件数 (C)	1校当たりの 件数 C/A
小学校	1,270	392	30.9	1,964	1.55
中学校	621	282	45.4	1,343	2.16
高等学校	192	21	10.9	25	0.13

(3) 生徒間暴力の発生状況 (表1-3)

項目 校種	学校数	発生学校数	発生件数	加害児童・生徒数
小学校	1,270	297 (23.39)	1,259 (0.99)	1,055 (0.84)
中学校	621	229 (36.88)	883 (1.42)	951 (1.08)
高等学校	192	12 (6.25)	14 (0.07)	17 (1.21)

※ 表中の()は、発生学校数欄が発生学校数/学校数×100(%)、発生件数欄が発生件数/学校数、加害児童・生徒数欄が加害児童・生徒数/発生件数を表す。

(2) 対教師暴力の発生状況 (表1-2)

項目 校種	学校数	発生学校数	発生件数	加害児童・生徒数
小学校	1,270	129 (10.16)	403 (0.32)	194 (0.48)
中学校	621	64 (10.31)	111 (0.18)	89 (0.80)
高等学校	192	2 (1.04)	2 (0.01)	2 (1.00)

※ 表中の()は、発生学校数欄が発生学校数/学校数×100(%)、発生件数欄が発生件数/学校数、加害児童・生徒数欄が加害児童・生徒数/発生件数を表す。

(4) 対人暴力の発生状況 (表1-4)

項目 校種	学校数	発生学校数	発生件数	加害児童・生徒数
小学校	1,270	27 (2.13)	40 (0.03)	37 (0.93)
中学校	621	22 (3.54)	30 (0.05)	31 (1.03)
高等学校	192	7 (3.65)	9 (0.05)	10 (1.11)

※ 表中の()は、発生学校数欄が発生学校数/学校数×100(%)、発生件数欄が発生件数/学校数、加害児童・生徒数欄が加害児童・生徒数/発生件数を表す。

※ 加害者は児童・生徒である。被害者は一般の人、他の校種等の児童・生徒である。

(5) 器物損壊の発生状況

(表1-5)

項目 校種	学校数	発生学校数	発生件数	加害児童・生徒数
小学校	1,270	127 (10.00)	262 (0.21)	232 (0.89)
中学校	621	134 (21.58)	319 (0.51)	351 (1.10)
高等学校	192	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)

※ 表中の () は、発生学校数欄が発生学校数/学校数×100(%)、発生件数欄が発生件数/学校数、加害児童・生徒数欄が加害児童・生徒数/発生件数を表す。

(6) 暴力行為の学年別加害児童・生徒数

[単位：人] (表1-6)

学年 校種	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年		合計
小学校	170	(11.78)	229	(15.87)	241	(16.70)	298	(20.65)	211	(14.62)	294	(20.37)	1,443
中学校	634	(46.45)	485	(35.53)	246	(18.02)							1,365
高等学校	10	(34.48)	14	(48.28)	4	(13.79)	1	(3.45)					29

※ 表中の () 内は、該当する児童・生徒数/加害児童・生徒区分別総数×100(%)を表す。

(7) 加害児童・生徒への特別な対応 (表1-7) [単位：件]

校種 区分		小学校	中学校	高等学校	計
スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行う		212 (10.8)	59 (4.4)	11 (44.0)	282 (8.5)
校長、副校長が指導		639 (32.5)	164 (12.2)	17 (68.0)	820 (24.6)
別室で授業等を行った		108 (5.5)	51 (3.8)	6 (24.0)	165 (5.0)
学級替え		1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.0)
退学・転学	懲戒処分としての退学	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	その他	2 (0.1)	1 (0.1)	4 (16.0)	7 (0.2)
停学				0 (0.0)	0 (0.0)
出席停止		0 (0.0)	0 (0.0)		0 (0.0)
自宅学習・自宅謹慎				1 (4.0)	1 (0.0)
訓告		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
保護者への報告		1,342 (68.3)	1,133 (84.4)	22 (88.0)	2,497 (74.9)
被害児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導		1,187 (60.4)	915 (68.1)	15 (60.0)	2,117 (63.5)
児童相談所、警察等の関係機関と連携した対応（サポートチームなども含む）		278 (14.2)	179 (13.3)	17 (68.0)	474 (14.2)
計		3,769 (191.9)	2,502 (186.3)	93 (372.0)	6,364 (191.0)

※ 複数選択となっている。

※ () 内は、該当する件数/暴力行為の発生件数×100 (%)

※ 退学・転学のうち、「その他」とは、勧奨・申出による退学及び転学である。

(8) 暴力行為の発生学校数・発生件数の推移

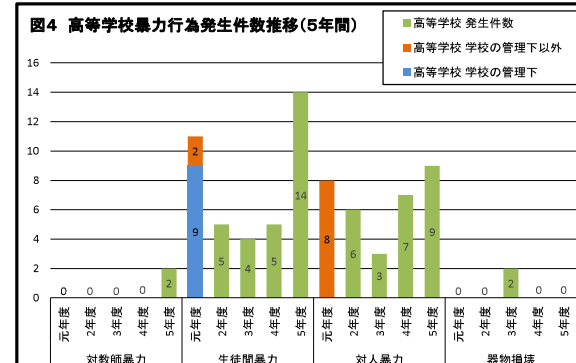
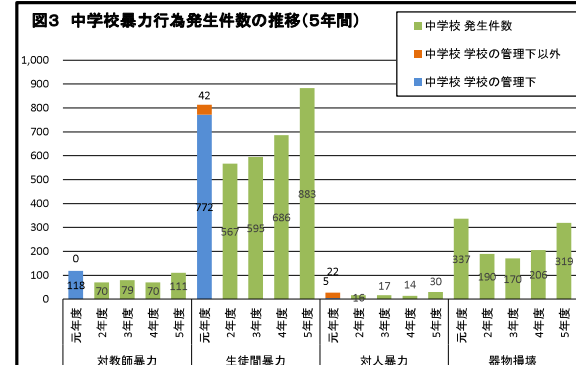
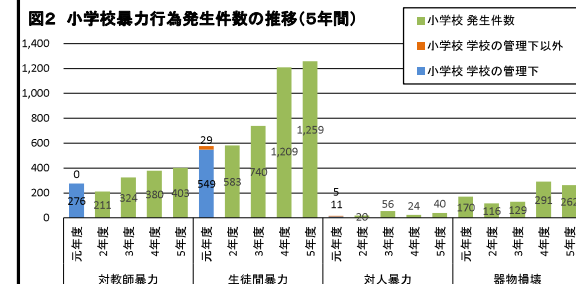
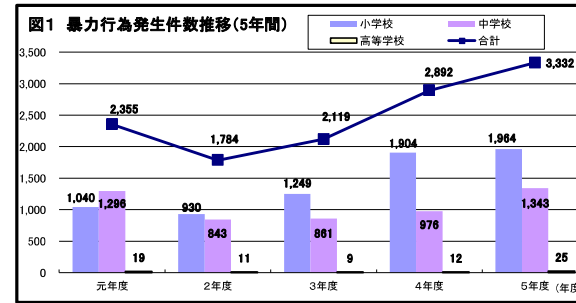
(表1-8)

形態	校種	年度	学校総数	学校の管理下			学校の管理下以外		
				発生学校数	発生率	発生件数	発生学校数	発生率	発生件数
対教師暴力	小学校	30年度	1,280	84	6.6	222	0	0.0	0
		元年度	1,278	102	8.0	276	0	0.0	0
	中学校	30年度	624	80	12.8	148	0	0.0	0
		元年度	623	66	10.6	118	0	0.0	0
	高等学校	30年度	192	2	1.0	3	0	0.0	0
		元年度	192	0	0.0	0	0	0.0	0
生徒間暴力	小学校	30年度	1,280	145	11.3	482	32	2.5	53
		元年度	1,278	158	12.4	549	21	1.6	29
	中学校	30年度	624	222	35.6	967	27	4.3	29
		元年度	623	214	34.3	772	35	5.6	42
	高等学校	30年度	192	7	3.6	7	4	2.1	5
		元年度	192	9	4.7	9	2	1.0	2
対人暴力	小学校	30年度	1,280	10	0.8	49	3	0.2	6
		元年度	1,278	8	0.6	11	4	0.3	5
	中学校	30年度	624	3	0.5	6	22	3.5	27
		元年度	623	4	0.6	5	17	2.7	22
	高等学校	30年度	192	0	0.0	0	3	1.6	5
		元年度	192	0	0.0	0	6	3.1	8
器物損壊	小学校	30年度	1,280	69	5.4	171			
		元年度	1,278	82	6.4	170			
	中学校	30年度	624	131	21.0	416			
		元年度	623	126	20.2	337			
	高等学校	30年度	192	0	0.0	0			
		元年度	192	0	0.0	0			

形態	校種	年度	学校総数	発生学校数	発生率	発生件数
対教師暴力	小学校	2年度	1,275	73	5.7	211
		3年度	1,274	85	6.7	324
		4年度	1,274	117	9.2	380
		5年度	1,270	129	10.2	403
		元年度	1,275	73	5.7	211
	中学校	2年度	623	48	7.7	70
		3年度	622	46	7.4	79
		4年度	622	47	7.6	70
		5年度	621	64	10.3	111
		元年度	623	48	7.7	70
生徒間暴力	小学校	2年度	1,275	145	11.4	583
		3年度	1,274	150	11.8	740
		4年度	1,274	208	16.3	1,209
		5年度	1,270	297	23.4	1,259
		元年度	1,275	145	11.4	583
	中学校	2年度	623	182	29.2	567
		3年度	622	177	28.5	595
		4年度	622	190	30.5	686
		5年度	621	229	36.9	883
		元年度	623	182	29.2	567
対人暴力	小学校	2年度	1,275	12	0.9	20
		3年度	1,274	15	1.2	56
		4年度	1,274	15	1.2	24
		5年度	1,270	27	2.1	40
		元年度	1,275	12	0.9	20
	中学校	2年度	623	12	1.9	16
		3年度	622	10	1.6	17
		4年度	622	13	2.1	14
		5年度	621	22	3.5	30
		元年度	623	12	1.9	16
器物損壊	小学校	2年度	1,275	65	5.1	116
		3年度	1,274	64	5.0	129
		4年度	1,274	112	8.8	291
		5年度	1,270	127	10.0	262
		元年度	1,275	65	5.1	116
	中学校	2年度	623	95	15.2	190
		3年度	622	76	12.2	170
		4年度	622	89	14.3	206
		5年度	621	134	21.6	319
		元年度	623	95	15.2	190
高等学校	小学校	2年度	191	0	0.0	0
		3年度	192	2	1.0	2
		4年度	192	0	0.0	0
		5年度	192	0	0.0	0
		元年度	192	0	0.0	0

※ 発生率の欄が発生学校数/学校総数×100(%)

※ 令和2年度分調査から、「『学校の管理下』、『学校の管理下以外』のいずれで発生したかにかかわらず、自校の児童・生徒が行った暴力行為を対象とすること」と変更されたため、令和2年度以降のデータは別表としている。



第Ⅱ章 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校におけるいじめの状況

1 調査について

調査対象のいじめはいじめ防止対策推進法の規定により、次のように定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 調査結果の概要

※（ ）内数値は、令和4年度結果

- (1) いじめの認知状況は小学校では全体の98.3%（96.2%）にあたる1,248校（1,225校）で62,755件（59,357件）、中学校では全体の93.7%（92.3%）にあたる582校（574校）で6,822件（6,841件）、高等学校では全体の32.5%（17.9%）にあたる76校（42校）で147件（63件）、特別支援学校では全体の22.2%（28.6%）にあたる14校（18校）で28件（53件）認知されている。解消しているいじめの件数は小学校では認知件数の77.5%（76.8%）にあたる48,662件（45,604件）、中学校では77.5%（78.5%）にあたる5,290件（5,372件）、高等学校では97.3%（95.2%）にあたる143件（60件）、特別支援学校では89.3%（58.5%）にあたる25件（31件）である。
- (2) いじめの認知件数を学年別にみると、小学校では第2学年が20.2%（20.8%）にあたる12,688件（12,331件）、中学校では第1学年が52.9%（50.3%）にあたる3,610件（3,440件）、高等学校では第1学年が50.3%（47.6%）にあたる74件（30件）で最も多い。
- (3) いじめ発見のきっかけは、小学校と中学校では「アンケート調査など学校の取組により発見」が、高等学校では「本人からの訴え」が、特別支援学校では「学級担任が発見」が最も多い。
- (4) いじめられた児童・生徒の相談状況は、「学級担任に相談」が、小学校56,636件（53,485件）、中学校5,434件（5,460件）、高等学校114件（46件）、特別支援学校19件（44件）で最も多い。また、「誰にも相談していない」は、小学校1,045件（1,359件）、中学校150件（303件）、高等学校0件（4件）、特別支援学校3件（2件）で、合計は1,198件（1,668件）であり、昨年度より470件減少している。
- (5) いじめの態様は、全校種で「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多い。次いで小学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」、「仲間はずれ、集団による無視をされる」の順であり、中学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」の順であり、高等学校では「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」、「仲間はずれ、集団による無視をされる」の順であり、特別支援学校では「仲間はずれ、集団による無視をされる」と「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」が同順である。
- (6) いじめる児童・生徒への特別な対応は、小学校では「いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導」が最も多い。次いで「保護者への報告」、「校長、副校長が指導」の順となっている。中学校では「保護者への報告」が最も多く、次いで「いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導」、「スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行う」の順である。高等学校では「保護者への報告」が最も多く、次いで「いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導」、「校長、副校長が指導」の順である。特別支援学校では「保護者への報告」が最も多く、次いで「いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導」、「校長、副校長が指導」の順である。
- (7) いじめられた児童・生徒への特別な対応は、全校種で「スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う」が最も多く、次いで、「別室の提供や、常時教職員が付くなどして心身の安全を確保」の順となっている。
- (8) 学校におけるいじめ問題に対する日常の取組として、「職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った」、「いじめの問題に関する校内研修会を実施した」、「道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った」、「スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った」、「教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った」、「学校いじめ防止基本方針をホ

ームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得よう努めた」、「インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した」、「学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った」、「いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した」の項目は、全校で取り組んでいる。

- (9) いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法では、全ての校種で「アンケート調査の実施」が最も多い。次いで「個別面談の実施」となっている。

3 東京都教育委員会の取組

- (1) 年2回、都内全公立学校で「ふれあい（いじめ防止強化）月間」を実施し、いじめ防止に向けた取組の充実を図り、各学校及び教職員が、いじめ防止対策の成果や課題に自ら気づき、PDCAサイクルの中で改善を図れるようにした。
- (2) 都内公立小・中・高等学校等にスクールカウンセラーを配置するとともに、小学校第5学年、中学校第1学年、高校第1学年を対象に全員面接を実施し、いじめの未然防止、早期発見を行っている。
- (3) 令和3年2月に「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】」を策定し、見逃しがちな軽微ないじめの具体例や重大性の段階に応じた対応等に加え、いじめの認知件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があるという捉え方をしないこと、「学校いじめ対策委員会」の役割を明確化し、全てのいじめについて組織的な対応を強化すること、「学校いじめ防止基本方針」を保護者に周知するとともに、被害の子供、加害の子供の保護者に対して学校の対応方針等を説明すること等について周知・徹底を図った。
- (4) 各学校において年3回以上のアンケートを実施し、いじめの早期発見に努めている。また、「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」による24時間の電話相談（フリーダイヤル）、メール相談や来所相談等に加え、「相談ほっとLINE@東京」によるSNS等教育相談を実施し、児童・生徒や保護者がより相談しやすい環境を整えている。
- (5) 児童・生徒のよさや成長、気になる様子を共有する校内の仕組みづくり、教員への助言、教員と共にいじめの未然防止、早期発見、早期対応、いじめ重大事態に対処し、子供たちの安心・安全な校内環境を確保するための核となる人材を配置する。
- (6) 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ウェブページ等、教育相談の充実を図った。
- (7) 学校が、保護者や地域住民との日常からの信頼関係に基づく取組を強化できるよう、都教育委員会が開発した、「いじめについて学校と共に考える『保護者プログラム』」、「いじめ問題解決のための『地域プログラム』」の活用をいじめ総合対策に記載し、紹介した。
- (8) 令和4年5月に、児童・生徒向けリーフレット「学校のみんなが安心して過ごせるようにするために」を作成・配布し、児童・生徒がいじめ防止対策推進法の趣旨や学校のにじめに関わる取組等を理解するとともに、自分自身にできることを考えられるようにした。また、令和5年2月「いじめ対応で改めて留意する事項10」を作成・配布し、自校のいじめ防止の取組状況を見直し、課題を明確にして改善を図ることができるようにした。
- (9) 「発達支持的生徒指導の取組」や「いじめ防止授業」について、指導事例を共有し、意見交換を行うなどの協議を生活指導担当者連絡会等で実施する。
- (10) 「いじめ問題」への対応等を若手教員も含めて確認できるように作成した「いじめ防止啓発資料」を周知する。また、いじめ問題等の理解を深めるための「いじめ問題等理解度確認アンケート」の周知・啓発をしていく。
- (11) 子供がいじめ防止について考え、話し合う「高校生いじめ防止協議会」での意見を、今後の施策に反映させる。
- (12) いじめ総合対策（第3次）の策定に向けて、研究開発委員会にて、授業実践例の作成を行う。

4 今後の対応

- (1) いじめ総合対策（第3次）を策定するとともに、いじめ問題の当事者である児童・生徒が、いじめ問題を身近なこととして捉え、考えることができるよう、「いじめ総合対策【子供版】」を作成し、活用方法について検証する。
- (2) 重大事態の調査報告書等から、重大事態になった要因や対応等で共通する課題、解決に至った事例を参考に、効果的な研修内容を検討する。

5 資料

(1) いじめの認知状況

(表2-1)

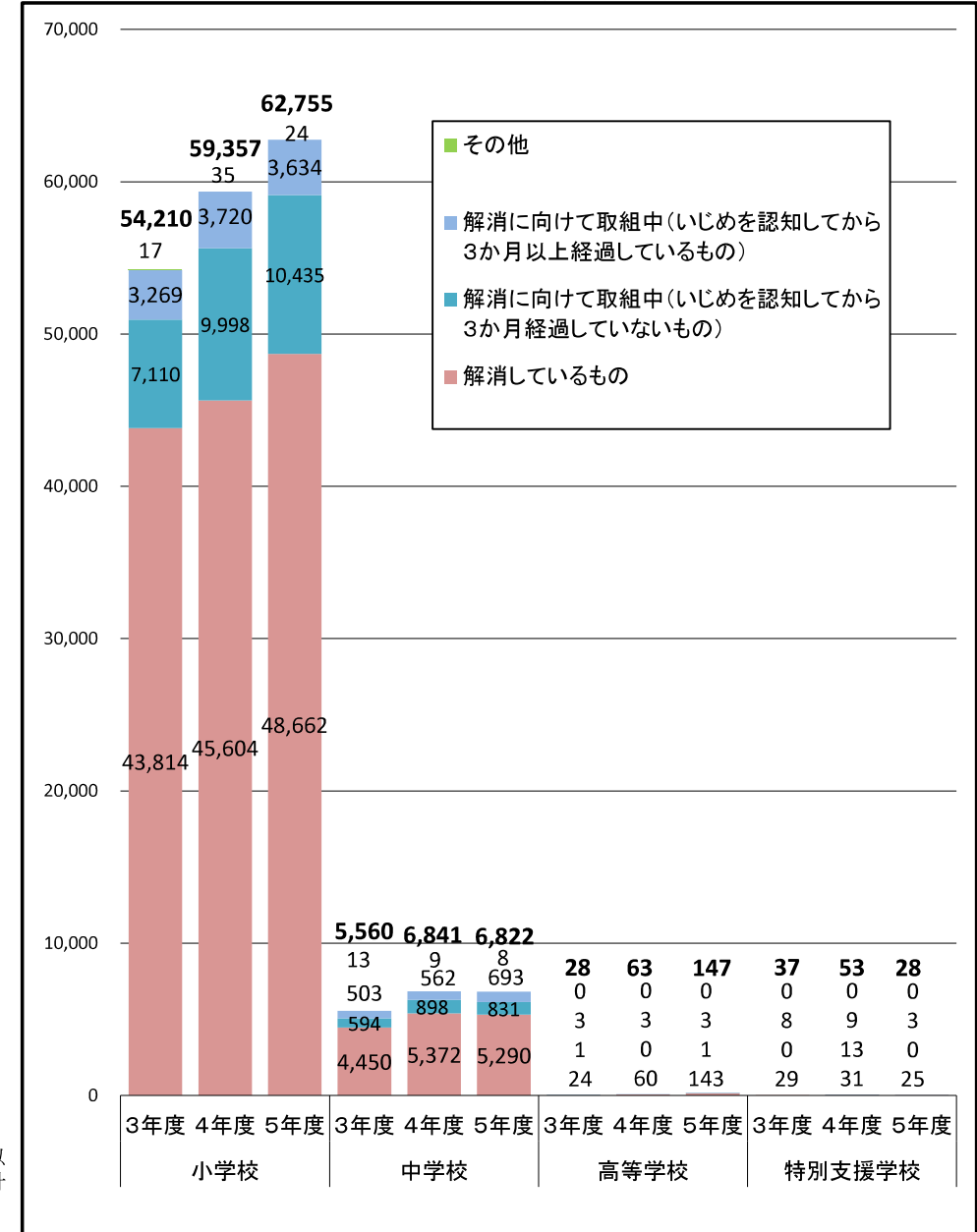
校種		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
項目						
認知状況	学校総数(A)	1,270 (1,274)	621 (622)	234 (234)	63 (63)	2,188 (2,193)
	認知学校数(B)	1,248 (1,225)	582 (574)	76 (42)	14 (18)	1,920 (1,859)
	認知件数(C)	62,755 (59,357)	6,822 (6,841)	147 (63)	28 (53)	69,752 (66,314)
	認知学校率 B/A×100	98.3 (96.2)	93.7 (92.3)	32.5 (17.9)	22.2 (28.6)	87.8 (84.8)
	1校当たり件数 C/A(件)	49.4 (46.6)	11.0 (11.0)	0.6 (0.3)	0.4 (0.8)	31.9 (30.2)
現在の状況	解消しているもの	48,662 (45,604)	5,290 (5,372)	143 (60)	25 (31)	54,120 (51,067)
	(解消率 %)	77.5 (76.8)	77.5 (78.5)	97.3 (95.2)	89.3 (58.5)	77.6 (77.0)
	解消に向けて取組中(D) いじめを認知してから3か月以上経過しているもの	3,634 (3,720)	693 (562)	3 (3)	3 (9)	4,333 (4,294)
	(%)	5.8 (6.3)	10.2 (8.2)	2.0 (4.8)	10.7 (17.0)	6.2 (6.5)
	解消に向けて取組中(E) いじめを認知してから3か月経過していないもの	10,435 (9,998)	831 (898)	1 (0)	0 (13)	11,267 (10,909)
	(%)	16.6 (16.8)	12.2 (13.1)	0.7 (0.0)	0.0 (24.5)	16.2 (16.5)
	解消に向けて取組中 D+E	14,069 (13,718)	1,524 (1,460)	4 (3)	3 (22)	15,600 (15,203)
	(%)	22.4 (23.1)	22.3 (21.3)	2.7 (4.8)	10.7 (41.5)	22.4 (22.9)
	その他	24 (35)	8 (9)	0 (0)	0 (0)	32 (44)
	(%)	0.04 (0.06)	0.12 (0.13)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.05 (0.07)

※ ()内は令和4年度の数値を表している。

※ 高等学校の「学校総数」は、課程数の合計である。

※ 令和2年度調査から「解消に向けて取組中」の項目が「いじめを認知してから3か月以上経過しているもの」と「いじめを認知してから3か月経過していないもの」に分けて計上することとなった。

図5 年度別・校種別 いじめ認知件数の推移



(2) いじめの認知件数の学年別内訳

(表2-2)

校種 学年	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	(件)	割合 (%)	(件)	割合 (%)	(件)	割合 (%)	(件)	割合 (%)	(件)	割合 (%)
計	62,755	90.0	6,822	9.8	147	0.2	28	0.0	69,752	100.0
第1学年	12,607	20.1	3,610	52.9	74	50.3				
第2学年	12,688	20.2	2,107	30.9	53	36.1				
第3学年	12,206	19.5	1,105	16.2	20	13.6				
第4学年	10,631	16.9			0	0.0				
第5学年	8,252	13.1								
第6学年	6,371	10.2								

※ 高等学校定時制課程等の第4学年以上は、第4学年として取り扱う。

※ 割合は、該当する件数/いじめの認知件数×100(%)

(3) いじめの発見のきっかけ

(表2-3) [単位: 件]

校種 区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
学校の教職員等が発見		47,194 (75.2)	3,915 (57.4)	56 (38.1)	16 (57.1)	51,181 (73.4)
内 訳	学級担任が発見	5,771	607	13	8	6,399
	学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	530	407	6	4	947
	養護教諭が発見	110	36	1	0	147
	スクールカウンセラー等の相談員が発見	145	24	0	1	170
	アンケート調査など学校の取組により発見	40,638	2,841	36	3	43,518
	学校の教職員以外からの情報により発見	15,561 (24.8)	2,907 (42.6)	91 (61.9)	12 (42.9)	18,571 (26.6)
内 訳	本人からの訴え	9,071	1,611	59	6	10,747
	当該児童・生徒(本人)の保護者からの訴え	4,568	869	22	4	5,463
	児童・生徒(本人を除く)からの情報	1,328	325	7	1	1,661
	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	496	87	2	1	586
	地域の住民からの情報	12	3	1	0	16
	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	74	10	0	0	84
	その他(匿名による投書など)	12	2	0	0	14
計		62,755	6,822	147	28	69,752

※ () 内は、該当する件数/いじめの認知件数×100(%)

(4) いじめられた児童・生徒の相談状況

(表2-4) [単位: 件]

校種 区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
学級担任に相談	56,636 (90.2)	5,434 (79.7)	114 (77.6)	19 (67.9)	62,203 (89.2)
学級担任以外の教職員に相談 (養護教諭、スクールカウンセラー等の 相談員を除く)	2,259 (3.6)	1,325 (19.4)	58 (39.5)	4 (14.3)	3,646 (5.2)
養護教諭に相談	1,188 (1.9)	379 (5.6)	10 (6.8)	0 (0.0)	1,577 (2.3)
スクールカウンセラー等の相談 員に相談	1,962 (3.1)	312 (4.6)	11 (7.5)	4 (14.3)	2,289 (3.3)
学校以外の相談機関に相談 (電話相談やメール等も含む)	268 (0.4)	68 (1.0)	3 (2.0)	1 (3.6)	340 (0.5)
保護者や家族等に相談	8,758 (14.0)	1,575 (23.1)	28 (19.0)	3 (10.7)	10,364 (14.9)
友人に相談	1,863 (3.0)	524 (7.7)	11 (7.5)	1 (3.6)	2,399 (3.4)
その他 (地域の人など)	83 (0.1)	17 (0.2)	0 (0.0)	3 (10.7)	103 (0.1)
誰にも相談していない	1,045 (1.7)	150 (2.2)	0 (0.0)	3 (10.7)	1,198 (1.7)
計	74,062 (118.0)	9,784 (143.4)	235 (159.9)	38 (135.7)	84,119 (120.6)

※ 複数選択となっている。

※ () 内は、該当する件数/いじめの認知件数×100 (%)

(5) いじめの態様

(表2-5) [単位: 件]

校種 区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
冷やかしかからかい、 悪口や脅し文句、嫌な ことを言われる。	41,002 (65.3)	4,817 (70.6)	86 (58.5)	20 (71.4)	45,925 (65.8)
仲間はずれ、集団によ る無視をされる。	6,323 (10.1)	548 (8.0)	16 (10.9)	6 (21.4)	6,893 (9.9)
軽くぶつかられたり、 遊ぶふりをしてたたか れたり、蹴られたりす る。	13,917 (22.2)	966 (14.2)	14 (9.5)	6 (21.4)	14,903 (21.4)
ひどくぶつかられた り、たたかれたり、蹴 られたりする。	1,598 (2.5)	180 (2.6)	7 (4.8)	0 (0.0)	1,785 (2.6)
金品をたかられる。	222 (0.4)	50 (0.7)	4 (2.7)	0 (0.0)	276 (0.4)
金品を隠されたり、盗 まれたり、壊されたり 、捨てられたりする。	1,930 (3.1)	272 (4.0)	9 (6.1)	0 (0.0)	2,211 (3.2)
嫌なことや恥ずかしい こと、危険なことをさ れたり、させられたり する。	3,483 (5.6)	359 (5.3)	12 (8.2)	2 (7.1)	3,856 (5.5)
パソコンや携帯電話等 で、ひぼう・中傷や嫌 なことをされる。	687 (1.1)	578 (8.5)	29 (19.7)	2 (7.1)	1,296 (1.9)
その他	1,565 (2.5)	116 (1.7)	10 (6.8)	2 (7.1)	1,693 (2.4)
計	70,727 (112.7)	7,886 (115.6)	187 (127.2)	38 (135.7)	78,838 (113.0)

※ 複数選択となっている。

※ () 内は、該当する件数/いじめの認知件数×100 (%)

(6) いじめる児童・生徒への特別な対応

(表2-6) [単位: 件]

校種 区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。		1,465 (2.3)	277 (4.1)	37 (25.2)	8 (28.6)	1,787 (2.6)
校長、副校長が指導した。		2,365 (3.8)	170 (2.5)	60 (40.8)	9 (32.1)	2,604 (3.7)
別室で授業等を行った。		224 (0.4)	52 (0.8)	25 (17.0)	7 (25.0)	308 (0.4)
年度途中に学級替えをした。		5 (0.0)	1 (0.0)	1 (0.7)	0 (0.0)	7 (0.0)
退学・転学	懲戒処分としての退学	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	その他	2 (0.0)	1 (0.0)	9 (6.1)	0 (0.0)	12 (0.0)
停学				0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
出席停止		0 (0.0)	0 (0.0)			0 (0.0)
自宅学習・自宅謹慎				6 (4.1)	0 (0.0)	6 (0.0)
訓告		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
保護者への報告		30,936 (49.3)	5,168 (75.8)	93 (63.3)	17 (60.7)	36,214 (51.9)
いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導		31,147 (49.6)	3,473 (50.9)	73 (49.7)	14 (50.0)	34,707 (49.8)
警察、児童相談所、病院等の関係機関等との連携		296 (0.5)	149 (2.2)	20 (13.6)	7 (25.0)	472 (0.7)
計		66,440 (105.9)	9,291 (136.2)	324 (220.4)	62 (221.4)	76,117 (109.1)

※ 複数選択となっている。

※ () 内は、該当する件数/いじめの認知件数×100(%)

※ 退学・転学のうち、「その他」とは、勸奨・申出による退学及び転学である。

(7) いじめられた児童・生徒への特別な対応

(表2-7) [単位: 件]

校種 区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。		1,741 (2.8)	609 (8.9)	50 (34.0)	15 (53.6)	2,415 (3.5)
別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。		908 (1.4)	589 (8.6)	38 (25.9)	12 (42.9)	1,547 (2.2)
緊急避難としての欠席させた。		21 (0.0)	11 (0.2)	5 (3.4)	1 (3.6)	38 (0.1)
学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。		232 (0.4)	230 (3.4)	2 (1.4)	1 (3.6)	465 (0.7)
年度途中に学級替えをした。		8 (0.0)	2 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (0.0)
当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。		631 (1.0)	314 (4.6)	26 (17.7)	2 (7.1)	973 (1.4)
児童相談所等の関係機関と連携して対応した。(サポートチームなども含む。)		144 (0.2)	61 (0.9)	11 (7.5)	3 (10.7)	219 (0.3)
計		3,685 (5.9)	1,816 (26.6)	132 (89.8)	34 (121.4)	5,667 (8.1)

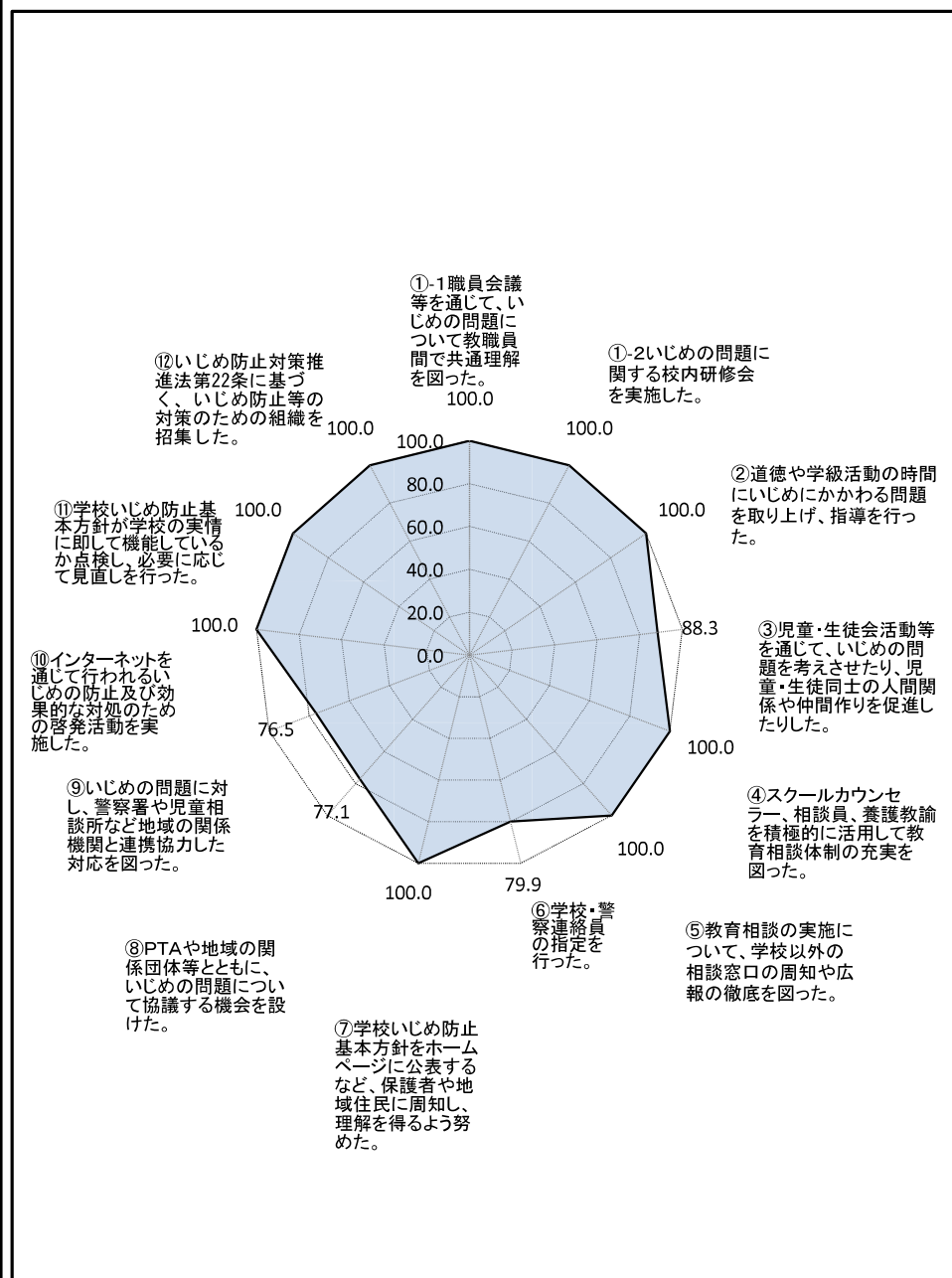
※ 複数選択となっている。

※ () 内は、該当する件数/いじめの認知件数×100(%)

(8) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 (表2-8) [単位: 校]

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	1,270 (100.0)	621 (100.0)	234 (100.0)	63 (100.0)	2,188 (100.0)
①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	1,270 (100.0)	621 (100.0)	234 (100.0)	63 (100.0)	2,188 (100.0)
② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	1,270 (100.0)	621 (100.0)	234 (100.0)	63 (100.0)	2,188 (100.0)
③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	1,165 (91.7)	588 (94.7)	115 (49.1)	63 (100.0)	1,931 (88.3)
④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	1,270 (100.0)	621 (100.0)	234 (100.0)	63 (100.0)	2,188 (100.0)
⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	1,270 (100.0)	621 (100.0)	234 (100.0)	63 (100.0)	2,188 (100.0)
⑥ 学校・警察連絡員の指定を行った。	1,077 (84.8)	526 (84.7)	83 (35.5)	62 (98.4)	1,748 (79.9)
⑦ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得よう努めた。	1,270 (100.0)	621 (100.0)	234 (100.0)	63 (100.0)	2,188 (100.0)
⑧ P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	1,020 (80.3)	506 (81.5)	98 (41.9)	63 (100.0)	1,687 (77.1)
⑨ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	1,006 (79.2)	511 (82.3)	96 (41.0)	61 (96.8)	1,674 (76.5)
⑩ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	1,270 (100.0)	621 (100.0)	234 (100.0)	63 (100.0)	2,188 (100.0)
⑪ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	1,270 (100.0)	621 (100.0)	234 (100.0)	63 (100.0)	2,188 (100.0)
⑫ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	1,270 (100.0)	621 (100.0)	234 (100.0)	63 (100.0)	2,188 (100.0)
計	15,698	7,720	2,498	816	26,732

図6 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組の実施校率



※ 複数選択となっている。 ※ () 内は、該当する件数/校種別学校総数×100(%)

(9) いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った
具体的な方法 (表2-9) [単位：校]

区分 \ 校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
アンケート調査の実施	1,268 (99.8)	618 (99.5)	234 (100.0)	62 (98.4)	2,182 (99.7)
個別面談の実施	947 (74.6)	493 (79.4)	122 (52.1)	32 (50.8)	1,594 (72.9)
「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童・生徒との間で日常行われている日記等	214 (16.9)	437 (70.4)	5 (2.1)	12 (19.0)	668 (30.5)
家庭訪問	153 (12.0)	178 (28.7)	9 (3.8)	5 (7.9)	345 (15.8)
その他	33 (2.6)	13 (2.1)	4 (1.7)	3 (4.8)	53 (2.4)
計	2,615 (205.9)	1,739 (280.0)	374 (159.8)	114 (181.0)	4,842 (221.3)

※ 複数選択となっている。

※ () 内は、該当する件数/校種別学校総数×100(%)

(10) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

区分	〔1〕いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数〔単位：校〕	〔2〕いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数〔単位：件〕	① うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」について										② うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」について				
			第1号重大事態の発生件数	ア 重大な被害の態様				イ 調査状況				第2号重大事態の発生件数	ア 調査状況				
				(ア) 生命	(イ) 身体	(ウ) 精神	(エ) 金品等	(ア) 調査済みの件数		(イ) 調査中の件数	(ア) 調査済みの件数		(イ) 調査中の件数				
								調査の結果			調査の結果						
								いじめが確認されたものの	いじめが確認されなかったものの		いじめが確認されたものの			いじめが確認されなかったものの			
小学校	67	70	30	2	10	17	1	20	17	3	10	46	33	30	3	13	
中学校	30	32	18	2	2	12	2	13	13	0	5	24	16	15	1	8	
高等学校	4	4	4	0	1	2	1	3	3	0	1	0	0	0	0	0	
特別支援学校	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	
計	102	107	52	4	13	31	4	36	33	3	16	71	50	46	4	21	

区分	〔3〕いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体〔単位：件〕									〔4〕いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、同法第30条第2項及び同法第31条第2項に規定する調査の結果について調査（再調査）を行った件数〔単位：件〕		
	当該学校が調査主体となった件数			当該学校の設置者（当該学校以外）が調査主体となった件数			調査主体を検討中の件数			地方公共団体の長等において調査の結果について調査（再調査）を行った件数		
	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数		うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数		うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数		うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	
小学校	50	22	31	16	7	12	4	1	3	4	2	4
中学校	20	14	14	12	4	10	0	0	0	0	0	0
高等学校	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	75	40	46	28	11	22	4	1	3	4	2	4

※ 法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、同項第2号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

※ 1件の重大事態が、法第28条第1項第1号及び同第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に記入している。

第Ⅲ章 小学校・中学校における長期欠席の状況

1 調査について

「長期欠席者数」とは、令和6年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、令和5年度間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童・生徒数を集計したものである。

「理由別長期欠席者数」とは、長期欠席者数を理由別に分類した児童・生徒数であり、欠席理由は次による。なお、欠席理由が2つ以上あるときは、主な理由を1つ選択している。

「病気」：本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者

「経済的理由」：家計が苦しく教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者

「不登校」：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者

「その他」：「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者

令和5年度の変更点は、以下の6点である。

- (1) 長期欠席者の定義を、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により30日以上登校しなかった児童・生徒数から、「欠席日数」欄の日数により30日以上欠席した児童・生徒数に変更したこと。
- (2) 欠席理由に「不登校のうち、50日以上欠席している者」の欄を新設したこと。
- (3) 欠席理由の「新型コロナウイルス感染回避」の欄を削除したこと。
- (4) 不登校の要因を「不登校児童・生徒について把握した事実」に変更したこと。
- (5) 「学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた実人数」に「不登校のうち、50日以上欠席している者」の欄を新設したこと。
- (6) 「学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童・生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた」を新設したこと。

2 調査結果の概要 ※（ ）内数値は、令和4年度結果

- (1) 長期欠席者数は、小学校で23,197人(19,944人)、中学校で22,506人(20,986人)である。
- (2) 理由別長期欠席者数の内訳は、小・中学校ともに「不登校」が最も多く、次いで「病気」、「その他」の順に多い。
- (3) 不登校児童・生徒が在籍する学校数は、小学校で全体の98.0%(97.3%)にあたる1,244校(1,240校)、中学校で全体の98.6%(98.4%)にあたる612校(612校)である。
- (4) 不登校児童・生徒数は、小学校で13,275人(10,695人)、中学校で18,451人(16,217人)である。不登校出現率は、小学校で2.21%(1.78%)、中学校で7.80%(6.85%)である。
- (5) 不登校児童・生徒の欠席期間別内訳は、「不登校のうち、50日以上欠席している者」が小学校で9,598人、中学校で15,508人、「うち、90日以上欠席している者」が小学校で6,233人(5,191人)、中学校で12,188人(10,864人)、「うち、出席日数が10日以下の者」が小学校で1,310人(1,129人)、中学校で2,826人(2,566人)、「うち、出席日数が0日の者」が小学校で494人(495人)、中学校で781人(737人)である。

- (6) 不登校児童・生徒の学年別内訳は、学年進行に従って増加しており、小学校では第6学年の3,692人(3,092人)、中学校では第3学年の6,805人(中学校第2学年の5,897人)が最も多い。
- (7) 不登校児童・生徒への指導結果の状況は、登校する又はできるようになった児童・生徒の割合が小学校で34.9%(29.5%)、中学校で27.9%(21.7%)である。
- (8) 不登校児童・生徒について把握した事実は、小・中学校ともに、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」が最も多く、次いで「不安・抑うつ」の相談があった。」「生活リズムの不調に関する相談があった。」が多い。
- (9) 相談・指導等を受けた機関等は、学校外では、小学校で「教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関」が1,951人(1,584人)、中学校で「病院、診療所」が2,552人(「教育支援センター」2,109人)と最も多い。また、学校内では、小・中学校ともに「スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた」人数が多く、小学校で5,807人(4,972人)、中学校で6,621人(6,179人)である。一方、学校内外いずれにおいても「相談・指導等を受けていない」人数は、小学校で3,252人(2,563人)、中学校で5,031人(4,800人)である。
この「学校内外いずれにおいても『相談・指導等を受けていない』人数」のうち、学校の教職員と全く関わりがもてていない児童・生徒数は、小学校で126人(377人)、中学校で93人(409人)である（都教育委員会の独自調査による）。

3 東京都教育委員会の取組

- (1) 平成5年度から、不登校について早急に対応する必要がある中学校に対し、組織的な指導体制の確立を図るため、不登校対応を担う加配教員を配置している。
- (2) 令和5年度から、学級で過ごすことが難しい児童・生徒の居場所を確保するため、小・中学校の校内に支援員を配置し、一人一人の状況に応じた支援を実施している。
- (3) 平成7年度から、児童・生徒の相談等に対応するため、スクールカウンセラーの配置を開始し、平成25年度から、都内全公立小・中学校等に配置している。
- (4) 不登校児童・生徒の学びの場を確保するため、平成29年度から、学びの多様化学校の設置、令和2年度から、教育支援センターの新規設置などについて区市町村を支援している。
- (5) 令和4年度から、仮想空間（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）を活用した居場所・学びの場を区市町村に提供している。
- (6) 令和5年度から、教職員の対応力向上を図るため、不登校児童・生徒の効果的な対応事例をデータベース化し、都教育委員会のウェブサイトに掲載している。
- (7) 不登校対応のための加配教員、学びの多様化学校、教育支援センター、フリースクールの支援員等が一堂に会した協議会等を実施している。

4 今後の対応

- (1) 中学校において、校内分教室に教員を配置し、生徒一人一人の状況に応じた柔軟な学びを実現するため、チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）を設置している。
- (2) 各中学校における不登校の生徒へのきめ細かい支援を実現するため、複数の学校を巡回する不登校対応巡回教員を配置している。
- (3) 区市町村のスクールソーシャルワーカーの対応力向上・活用促進を図るため、都立学校「自立支援チーム」の派遣及び都内全てのスクールソーシャルワーカーの専門性向上に向けた研修を実施している。

5 資料

(1) 長期欠席者数の推移 (表3-1)
[単位：上段(人)、下段(%)]

校種 \ 年度	3年度	4年度	5年度
小学校	21,726 (3.63)	19,944 (3.32)	23,197 (3.87)
中学校	20,432 (8.66)	20,986 (8.87)	22,506 (9.51)
計	42,158 (5.05)	40,930 (4.89)	45,703 (5.46)

※ 表中の () は、出現率 (長期欠席者数/児童・生徒総数×100) を表す。
 ※ 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。

(2) 理由別長期欠席者数の推移 (表3-2)
[単位：上段(人)、下段(%)]

項目 \ 校種 年度	小学校			中学校		
	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
病気	2,439 (11.23)	4,073 (20.42)	6,175 (26.62)	2,507 (12.27)	3,248 (15.48)	3,137 (13.94)
経済的理由	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
不登校	7,939 (36.54)	10,695 (53.63)	13,275 (57.23)	13,597 (66.55)	16,217 (77.28)	18,451 (81.98)
新型コロナウイルスの感染回避	7,444 (34.26)	1,555 (7.80)		2,643 (12.94)	577 (2.75)	
その他	3,904 (17.97)	3,621 (18.16)	3,747 (16.15)	1,685 (8.25)	944 (4.50)	918 (4.08)
計	21,726	19,944	23,197	20,432	20,986	22,506

※ 表中の () は、長期欠席者数に占める割合 (該当者数/長期欠席者数×100) を表す。
 ※ 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。

図7 (1)-2 長期欠席者数の推移

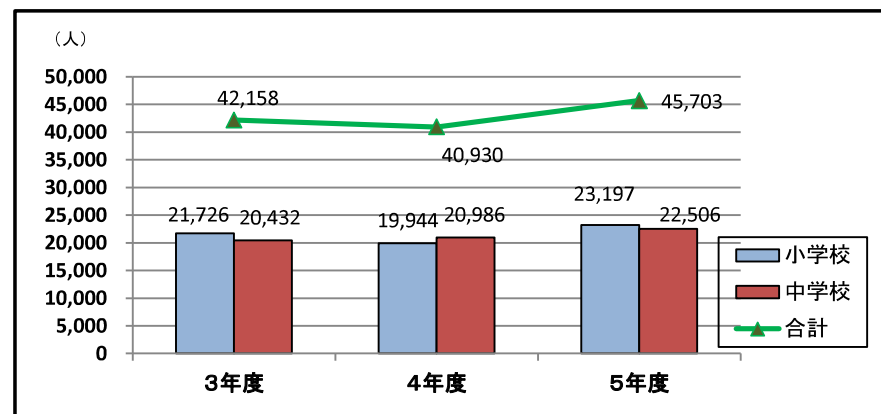
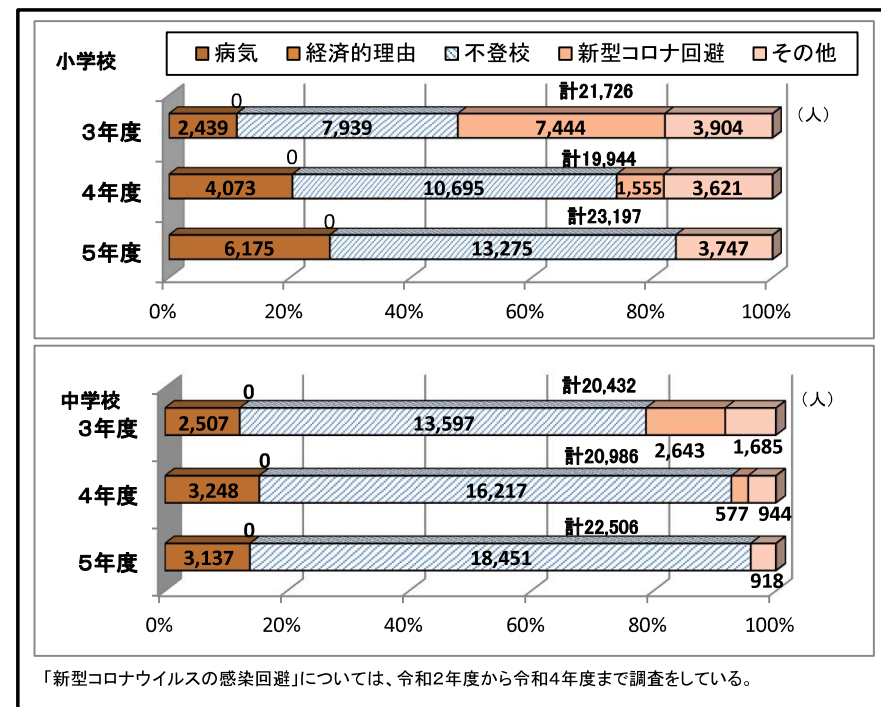


図8 (2)-2 理由別長期欠席者数の推移



(3) 不登校の発生状況

(表3-3)

項目 \ 校種 年度	小 学 校			中 学 校		
	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
在籍学校数(校) A	1,226	1,240	1,244	617	612	612
学校発生率 (%) A/学校総数×100	96.2	97.3	98.0	99.2	98.4	98.6
不登校児童・生徒数 (人) B	7,939	10,695	13,275	13,597	16,217	18,451
出現率 (%) B/児童・生徒総数×100	1.33	1.78	2.21	5.76	6.85	7.80

(4) 不登校児童・生徒数の推移

(表3-4) [単位: 上段(人)、下段(%)]

校種 \ 年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
小学校	4,318 (0.74)	5,217 (0.88)	6,317 (1.06)	7,939 (1.33)	10,695 (1.78)	13,275 (2.21)
中学校	9,870 (4.33)	10,851 (4.76)	11,371 (4.93)	13,597 (5.76)	16,217 (6.85)	18,451 (7.80)
計	14,188 (1.75)	16,068 (1.96)	17,688 (2.14)	21,536 (2.58)	26,912 (3.22)	31,726 (3.79)

※ 表中の()は、不登校出現率(不登校児童・生徒数/児童・生徒総数×100)を表す。

(5) 不登校児童・生徒の欠席期間別内訳

(表3-5) [単位: 人]

区分	不登校児童・生徒数(A)				
	うち、50日以上欠席している者		うち、90日以上欠席している者	うち、出席日数が10日以下の者	うち、出席日数が0日の者
小学校	13,275 (10,695)	9,598	6,233 (5,191)	1,310 (1,129)	494 (495)
中学校	18,451 (16,217)	15,508	12,188 (10,864)	2,826 (2,566)	781 (737)
計	31,726 (26,912)	25,106	18,421 (16,055)	4,136 (3,695)	1,275 (1,232)

※ 「うち、50日以上欠席している者」は、令和5年度調査より実施している。

※ 表中の()は、令和4年度の人数を表す。

(6) 不登校児童・生徒数の学年別内訳

(表3-6) [単位: 上段(人)、下段(%)]

項目 \ 校種 年度	小 学 校			中 学 校		
	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
1年生	463 (0.45)	716 (0.70)	995 (1.00)	3,780 (4.79)	4,472 (5.70)	5,007 (6.41)
2年生	693 (0.69)	1,102 (1.08)	1,466 (1.44)	4,822 (6.11)	5,897 (7.46)	6,639 (8.42)
3年生	1,055 (1.06)	1,408 (1.40)	1,861 (1.83)	4,995 (6.40)	5,848 (7.39)	6,805 (8.54)
4年生	1,418 (1.44)	1,904 (1.92)	2,298 (2.30)			
5年生	1,914 (1.93)	2,473 (2.52)	2,963 (3.00)			
6年生	2,396 (2.42)	3,092 (3.11)	3,692 (3.76)			
計	7,939 (1.33)	10,695 (1.78)	13,275 (2.21)	13,597 (5.76)	16,217 (6.85)	18,451 (7.80)

※ 表中の()は、不登校出現率(学年別不登校児童・生徒数/学年別児童・生徒総数×100)を表す。

(7) 不登校児童・生徒への指導結果の状況

(表3-7) [単位: 上段(人)、下段(%)]

項目 \ 校種 年度	小 学 校			中 学 校		
	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒数	2,118 (26.7)	3,158 (29.5)	4,631 (34.9)	3,071 (22.6)	3,511 (21.7)	5,152 (27.9)
指導中の児童・生徒数	5,821 (73.3)	7,537 (70.5)	8,644 (65.1)	10,526 (77.4)	12,706 (78.3)	13,299 (72.1)
計	7,939 (100.0)	10,695 (100.0)	13,275 (100.0)	13,597 (100.0)	16,217 (100.0)	18,451 (100.0)

※ 表中の()内は、該当する児童・生徒の割合(該当する児童・生徒数/不登校児童・生徒総数×100)を表す。

(8) 不登校児童・生徒について把握した事実

(表3-8) [単位：上段(人)、下段(%)]

区分 校種		人数(人) 割合(%)	総計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
				いじめの被害の情報や相談があった。	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	学校のきまり等に関する相談があった。	転編入学、進級時の不適応による相談があった。	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	生活リズムの不調に関する相談があった。	あそび、非行に関する情報や相談があった。	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	不安・抑うつつの相談があった。	障害(疑いの含む)に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	個別の配慮(13以外)についての求めや相談があった。
小学校	不登校児童について把握した事実 (複数回答可)	不登校児童数 (13,275)	19,849	182	1,436	490	1,641	263	508	1,037	1,924	2,712	244	4,442	3,136	934	900
		割合	—	0.9	7.2	2.5	8.3	1.3	2.6	5.2	9.7	13.7	1.2	22.4	15.8	4.7	4.5
中学校	不登校生徒について把握した事実 (複数回答可)	不登校生徒数 (18,451)	26,843	133	2,500	347	2,847	342	1,205	996	1,739	3,723	617	5,869	4,490	1,025	1,010
		割合	—	0.5	9.3	1.3	10.6	1.3	4.5	3.7	6.5	13.9	2.3	21.9	16.7	3.8	3.8

※ 「不登校の児童生徒について把握した事実」については、「長期欠席者の状況」における「不登校」と回答した不登校児童・生徒全員につき、当てはまる項目を全て回答している。

※ 「相談」は、本人や保護者からの相談である。

※ 割合は、各区分における「総計」に対する割合を表す。

※ 調査票の「区分」については、具体的に次のようなものが考えられる。

<区分>

- いじめの被害の情報や相談・・・本調査に定義するいじめ被害の事実を把握した情報や当該児童・生徒や保護者からのいじめ被害に関する相談
- いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談・・・仲違い、友人が極端に少ない、友人間に関する問題に関する情報や相談
- 教職員との関係をめぐる問題の情報や相談・・・教職員への反抗や反発、教職員から厳しい叱責や注意に関する情報や相談
- 学業の不振や頻繁な宿題の未提出・・・成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い、宿題の過半数が未提出
- 学校のきまり等に関する相談・・・制服を着たくない、給食を食べたくない、学校行事に参加したくないことに関する相談
- 転編入学、進級時の不適応による相談・・・転編入学しなかった、クラス替えが自分の願う学級編成や担任ではなかったことに関する相談
- 家庭生活の変化に関する情報や相談・・・両親の離婚、親の単身赴任、家族の病気に関する情報や相談
- 親子の関わり方に関する問題の情報や相談・・・親の叱責、親の言葉・態度への反発、親の過干渉・放任に関する情報や相談
- 生活リズムの不調に関する相談・・・朝起きられない、夜眠れない、就寝起床時間が定まらないことに関する相談
- あそび、非行に関する情報や相談・・・非行グループに入り非行行為を行うことに関する情報や相談
- 学校生活に対してやる気が出ない等の相談・・・無気力で登校したくないことに関する相談
- 不安・抑うつつの相談・・・登校の意志はあるが、漠然とした不安や気持ちの落ち込みにより登校しない(できない。)ことに関する相談
- 障害(疑いの含む)に起因する特別な教育的支援の求めや相談・・・特別支援学級への在籍、通級指導の利用、特別支援教育支援員の配置、その他の合理的配慮に関する求めや相談
- 個別の配慮(13以外)についての求めや相談・・・日本語指導が必要、特定分野に特異な才能を有する、性に関する違和感、感覚過敏に関する求めや相談

(9) 相談・指導等を受けた学校内外の機関等

(表3-9) [単位：上段(人)、下段(%)]

校種 区分 年度		小学校							中学校						
		3年度		4年度		5年度		◆	3年度		4年度		5年度		◆
			*		*					*		*			*
学校外	①教育支援センター	925 (11.7)	619 (7.8)	1,061 (9.9)	667 (6.2)	1,354 (10.2)	1,161 (8.7)	873 (6.6)	2,244 (16.5)	1,644 (12.1)	2,109 (13.0)	1,647 (10.2)	2,432 (13.2)	2,215 (12.0)	1,895 (10.3)
	②教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関（①を除く）	1,305 (16.4)	803 (10.1)	1,584 (14.8)	1,026 (9.6)	1,951 (14.7)	1,600 (12.1)	1,185 (8.9)	1,497 (11.0)	1,131 (8.3)	1,881 (11.6)	1,425 (8.8)	2,085 (11.3)	1,919 (10.4)	1,664 (9.0)
	③児童相談所、福祉事務所	484 (6.1)	264 (3.3)	611 (5.7)	370 (3.5)	875 (6.6)	702 (5.3)	471 (3.5)	772 (5.7)	501 (3.7)	789 (4.9)	531 (3.3)	1,031 (5.6)	927 (5.0)	728 (3.9)
	④保健所、精神保健福祉センター	59 (0.7)	36 (0.5)	55 (0.5)	29 (0.3)	64 (0.5)	54 (0.4)	42 (0.3)	76 (0.6)	52 (0.4)	52 (0.3)	46 (0.3)	69 (0.4)	63 (0.3)	52 (0.3)
	⑤病院、診療所	1,111 (14.0)	613 (7.7)	1,427 (13.3)	748 (7.0)	1,793 (13.5)	1,436 (10.8)	940 (7.1)	1,684 (12.4)	1,090 (8.0)	1,991 (12.3)	1,362 (8.4)	2,552 (13.8)	2,278 (12.3)	1,828 (9.9)
	⑥民間団体、民間施設	386 (4.9)	264 (3.3)	596 (5.6)	416 (3.9)	908 (6.8)	795 (6.0)	613 (4.6)	641 (4.7)	502 (3.7)	728 (4.5)	609 (3.8)	971 (5.3)	916 (5.0)	822 (4.5)
	⑦上記以外の機関等	119 (1.5)	76 (1.0)	220 (2.1)	119 (1.1)	86 (0.6)	57 (0.4)	44 (0.3)	150 (1.1)	102 (0.8)	232 (1.4)	160 (1.0)	126 (0.7)	115 (0.6)	92 (0.5)
	⑧①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない	4,288 (54.0)	1,701 (21.4)	5,952 (55.7)	2,325 (21.7)	7,567 (57.0)	4,947 (37.3)	2,911 (21.9)	7,673 (56.4)	4,764 (35.0)	9,539 (58.8)	5,967 (36.8)	10,518 (57.0)	8,385 (45.4)	6,244 (33.8)
学校内	⑨養護教諭による専門的な指導を受けた	1,872 (23.6)	866 (10.9)	2,388 (22.3)	1,037 (9.7)	3,411 (25.7)	2,489 (18.7)	1,547 (11.7)	2,533 (18.6)	1,463 (10.8)	3,136 (19.3)	1,935 (11.9)	3,922 (21.3)	3,247 (17.6)	2,469 (13.4)
	⑩スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた	4,066 (51.2)	1,992 (25.1)	4,972 (46.5)	2,551 (23.9)	5,807 (43.7)	4,376 (33.0)	2,919 (22.0)	5,476 (40.3)	3,520 (25.9)	6,179 (38.1)	4,250 (26.2)	6,621 (35.9)	5,685 (30.8)	4,484 (24.3)
	⑪⑨・⑩による相談・指導等を受けていない	2,996 (37.7)	1,503 (18.9)	4,487 (42.0)	2,092 (19.6)	5,572 (42.0)	3,855 (29.0)	2,470 (18.6)	6,651 (48.9)	4,596 (33.8)	8,064 (49.7)	5,415 (33.4)	9,492 (51.4)	7,867 (42.6)	6,206 (33.6)
⑫①～⑦、⑨・⑩による相談・指導等を受けていない		1,510 (19.0)	621 (7.8)	2,563 (24.0)	934 (8.7)	3,252 (24.5)	2,065 (15.6)	1,213 (9.1)	3,590 (26.4)	2,291 (16.8)	4,800 (29.6)	3,060 (18.9)	5,031 (27.3)	3,872 (21.0)	2,866 (15.5)
⑬⑫のうち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた						2,748 (20.7)	1,735 (13.1)	996 (7.5)					4,397 (23.8)	3,395 (18.4)	2,489 (13.5)
不登校児童・生徒数（人）		7,939		10,695		13,275			13,597		16,217		18,451		

※ 表中の（ ）は、該当する児童・生徒の割合（該当する児童・生徒数/不登校児童・生徒数×100）を表す。

※ ①～⑦は学校外の機関で相談・指導等を受けた人数、⑨・⑩は学校内で相談・指導等を受けた人数を表す。

※ ◆の欄は、各人数の内数として「不登校のうち、50日以上欠席している者」を表す。

※ *の欄は、各人数の内数として「不登校のうち、90日以上欠席している者」を表す。

※ 「継続的な相談・指導等」とは、不登校であった期間を通して、週に1回程度以上、家庭訪問や電話等により当該児童・生徒本人への相談や指導等を行うことをいう。

【参考】 不登校児童・生徒数の推移、不登校出現率、学校復帰率

不登校児童・生徒数の推移

(表3-10) [単位: 人]

校種 \ 年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
小学校	2,015	1,912	2,366	2,565	2,731	2,944
中学校	6,801	6,469	7,164	7,514	7,887	8,442
合計	8,816	8,381	9,530	10,079	10,618	11,386

校種 \ 年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
小学校	3,226	4,318	5,217	6,317	7,939	10,695	13,275
中学校	8,762	9,870	10,851	11,371	13,597	16,217	18,451
合計	11,988	14,188	16,068	17,688	21,536	26,912	31,726

図9 不登校児童・生徒数の推移

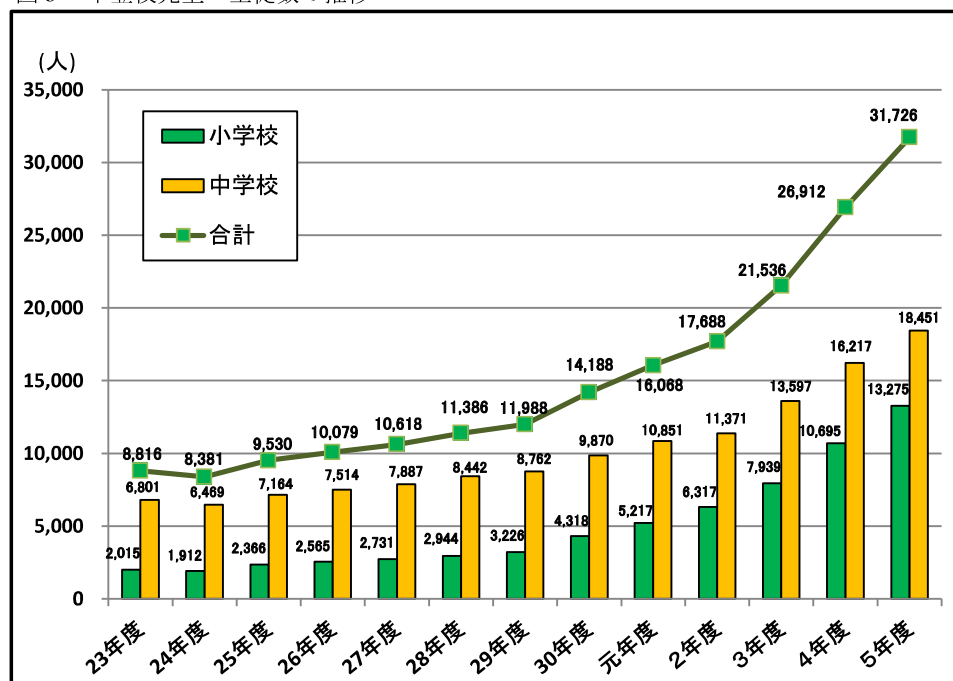


図10 不登校児童・生徒の出現率の推移

(不登校児童・生徒数/児童・生徒総数×100)

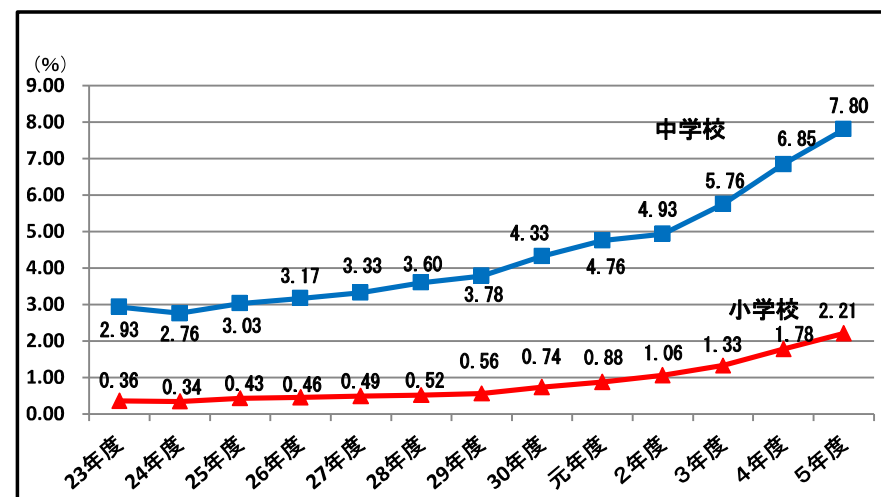
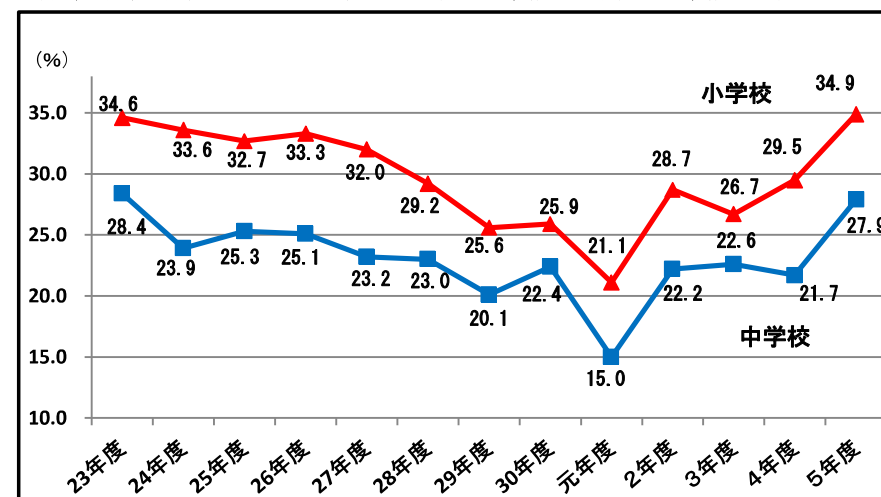


図11 不登校児童・生徒の学校復帰率の推移

(指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒数/不登校児童・生徒数×100)



第Ⅳ章 高等学校における長期欠席の状況

1 調査について

この調査の「理由別長期欠席者数」とは、「第Ⅲ章 小学校・中学校における長期欠席の状況 1 調査について」に準じ、次のとおりとする。

- (1) 令和5年度間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）生徒数をそれぞれ理由別に集計したもの。
- (2) 欠席理由は次によることとする。また、欠席理由が2つ以上あるときは、主な理由を1つ選択する。

「病気」：本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者

「経済的理由」：家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者

「不登校」：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者

「その他」：「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者

2 調査結果の概要 ※（ ）内数値は、令和4年度結果

- (1) 都立高等学校全体の長期欠席者数は、6,746人(6,593人)で、前年度と比較すると153人の増加であった。全日制では3,108人(3,369人)で261人減少、定時制では3,638人(3,224人)で414人増加した。
- (2) 長期欠席者数の理由別内訳でみると、全日制・定時制ともに「不登校」、「病気」、「その他」の順に多い。
- (3) 長期欠席者数の出現率を学年別にみると、全日制は第3学年が最も高く・定時制は第2学年が最も高い。
- (4) 不登校生徒について把握した事実をみると、全日制・定時制ともに「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」が最も多く、全体の25%以上を占めている。次いで「生活リズムの不調に関する相談があった。」が多くなっている。3番目に多く挙げられているのは「学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。」であった。

3 東京都教育委員会の対応

- (1) 平成7年度からスクールカウンセラーの配置を開始した。平成25年度からは全校にスクールカウンセラーを配置し、学校生活への適応、学校復帰への支援を図っている。また、平成28年度からは、全定併置校のそれぞれの課程にスクールカウンセラーを配置している。

なお、学校の要請により指導主事や心理専門職を研修会等に派遣したり、都立学校教育相談担当者連絡会を開催したりして教育相談体制の構築・教育相談活動の充実を図るなど学校を支援するとともに、教育相談に関する教職員の資質向上を図っている。

- (2) 昼夜間定時制高等学校、チャレンジスクール、エンカレッジスクールなど、新しいタイプの高等学校を設置し、小・中学校での不登校や高等学校での中途退学を経験した生徒に対し、個に応じた教育課程の編成や指導体制の充実を図っている。
- (3) 生徒による授業評価、東京都教育研究員、東京教師道場、東京都若手教員育成研修及び全都立高等学校を対象とした授業公開の実施など、より一層の授業改善を推進している。
- (4) 生徒の勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力・態度を育むため、平成18年度から全都立高等学校でキャリア教育の全体計画を作成し、組織的な取組を推進している。
- (5) 平成28年度から都教育委員会にユースソーシャルワーカーを含む自立支援チームを設置し、支援を要する生徒等に対するきめ細かな相談対応等を行い、社会的・職業的自立を促進している。
- (6) 全ての定時制課程と希望する全日制課程における人間関係づくりのためのプログラムを各学校に講師を派遣して実施している。
- (7) 平成27年度から全都立高等学校等において、生活指導の強化などの具体的な目標を掲げた「中途退学防止改善計画書」を作成し、中途退学防止に向けた組織的な取組を推進している。
- (8) 各学校が策定した教育活動の指針となるスクール・ポリシーを明示し、学校説明会や授業公開を拡充する。
- (9) 中学校において特別支援学級等で指導・支援を受けていた生徒を対象とし、将来社会人として自立するための通級による指導を実施している。
- (10) 企業や大学、NPO等との連携による多様な参加体験型の「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」を拡充する。
- (11) 令和4年度から全都立高等学校等において、これまでの生徒の見守りや相談体制にICTの利活用を加え、支援が必要な生徒を早期に発見し、生徒自身が心身の状況について自己理解を深め、自らの健康をコントロールし改善できるようにするシステムとして「都立学校版コンディションレポート」を導入した。
- (12) 令和5年度から校内別室指導推進事業実施校を指定し、不登校や教室の雰囲気にも馴染めない生徒に対して校内に居場所を設置し、学習指導や相談等により登校を支援している。

4 資料

(1) 長期欠席者数の推移 (表4-1) [単位: 人]

校 種	3 年度	4 年度	5 年度
全日制	9,498 (7.93)	3,369 (2.86)	3,108 (2.65)
定時制	2,855 (29.18)	3,224 (33.18)	3,638 (38.86)
計	12,353 (9.53)	6,593 (5.17)	6,746 (5.34)

※ 表中の () は、出現率 (長期欠席者数/生徒総数×100) を表す。

(2) 長期欠席理由別の推移 (表4-2) [単位: 人]

項目 \ 校種 年度	全日制			定時制		
	3 年度	4 年度	5 年度	3 年度	4 年度	5 年度
病気	771 (8.12)	989 (29.36)	904 (29.09)	492 (17.23)	360 (11.17)	301 (8.27)
経済的理由	3 (0.03)	3 (0.09)	11 (0.35)	25 (0.88)	16 (0.50)	22 (0.60)
不登校	994 (10.47)	1,412 (41.91)	2,067 (66.51)	1,799 (63.01)	2,519 (78.13)	3,266 (89.77)
新型コロナウイルス の感染回避	583 (6.14)	263 (7.81)		224 (7.85)	71 (2.20)	
その他	7,147 (75.25)	702 (20.84)	126 (4.05)	315 (11.03)	258 (8.00)	49 (1.35)
計	9,498 (100)	3,369 (100)	3,108 (100)	2,855 (100)	3,224 (100)	3,638 (100)

※ 表中の () は、長期欠席者数に占める割合 (該当者数/長期欠席者数×100) を表す。

図12 (1)-2 長期欠席者推移

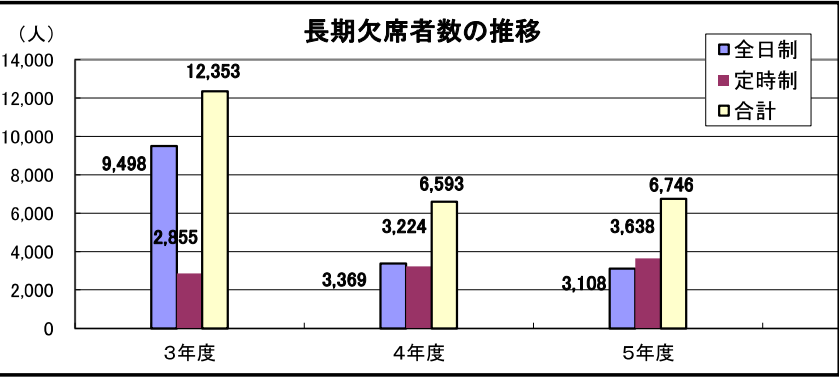
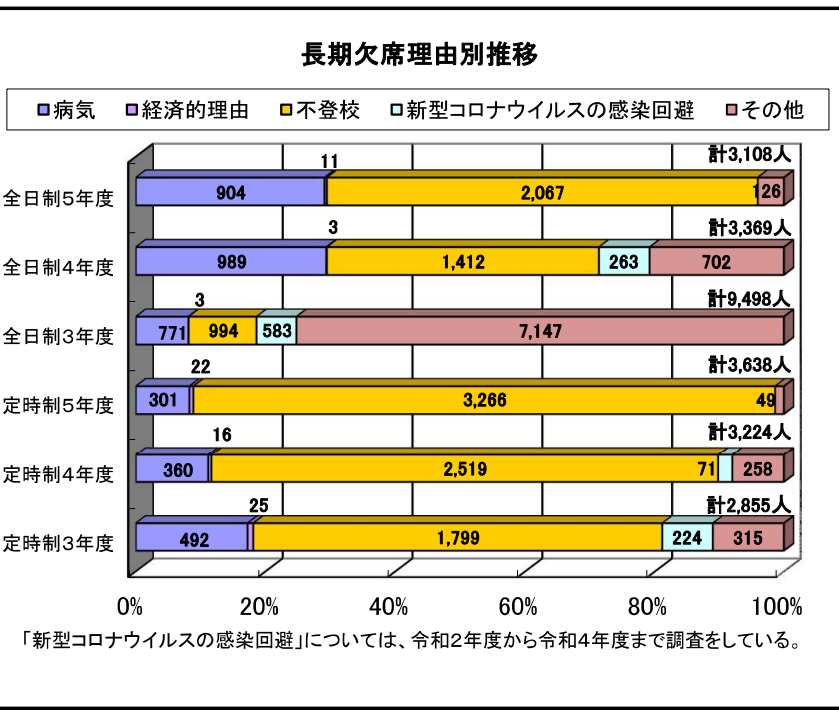


図13 (2)-2 長期欠席理由別推移



(3) 学年別長期欠席理由

(表4-3) [単位：人]

校種	理由 学年	病気	経済的理由	不登校							その他	合計
				中退	原級留置	うち、 50日以上 欠席して いる者	うち、 90日以上 欠席して いる者	うち、 出席日数が 10日以下の 者				
全日制	第1学年	157 (0.44)	3 (0.01)	711 (1.98)	195	44	290	107	22	5	43 (0.12)	914 (2.55)
	第2学年	266 (0.79)	6 (0.02)	548 (1.63)	79	33	160	56	9	3	34 (0.10)	854 (2.54)
	第3学年	362 (1.12)	1 (0.00)	500 (1.55)	21	5	82	15	1	0	40 (0.12)	903 (2.80)
	単位制	119 (0.77)	1 (0.01)	308 (1.99)	52	12	89	43	7	2	9 (0.06)	437 (2.83)
	計	904 (0.77)	11 (0.01)	2,067 (1.77)	347	94	621	221	39	10	126 (0.11)	3,108 (2.65)
定時制	第1学年	18 (3.88)	1 (0.22)	95 (20.47)	38	12	58	29	8	3	4 (0.86)	118 (25.43)
	第2学年	43 (9.84)	0 (0.00)	84 (19.22)	21	8	45	21	4	1	2 (0.46)	129 (29.52)
	第3学年	38 (8.17)	1 (0.22)	89 (19.14)	17	15	54	17	0	0	8 (1.72)	136 (29.25)
	第4学年	37 (7.81)	1 (0.21)	84 (17.72)	9	7	47	15	2	0	0 (0.00)	122 (25.74)
	単位制	165 (2.19)	19 (0.25)	2,914 (38.74)	306	37	1,924	1,111	352	74	35 (0.47)	3,133 (41.66)
	計	301 (3.22)	22 (0.24)	3,266 (34.89)	391	79	2,128	1,193	366	78	49 (0.52)	3,638 (38.86)
合計		1,205 (0.95)	33 (0.03)	5,333 (4.22)	738	173	2,749	1,414	405	88	175 (0.14)	6,746 (5.34)

※ 表中の () は、出現率 (生徒数/学年生徒総数(令和5年4月1日現在) ×100) を表す。

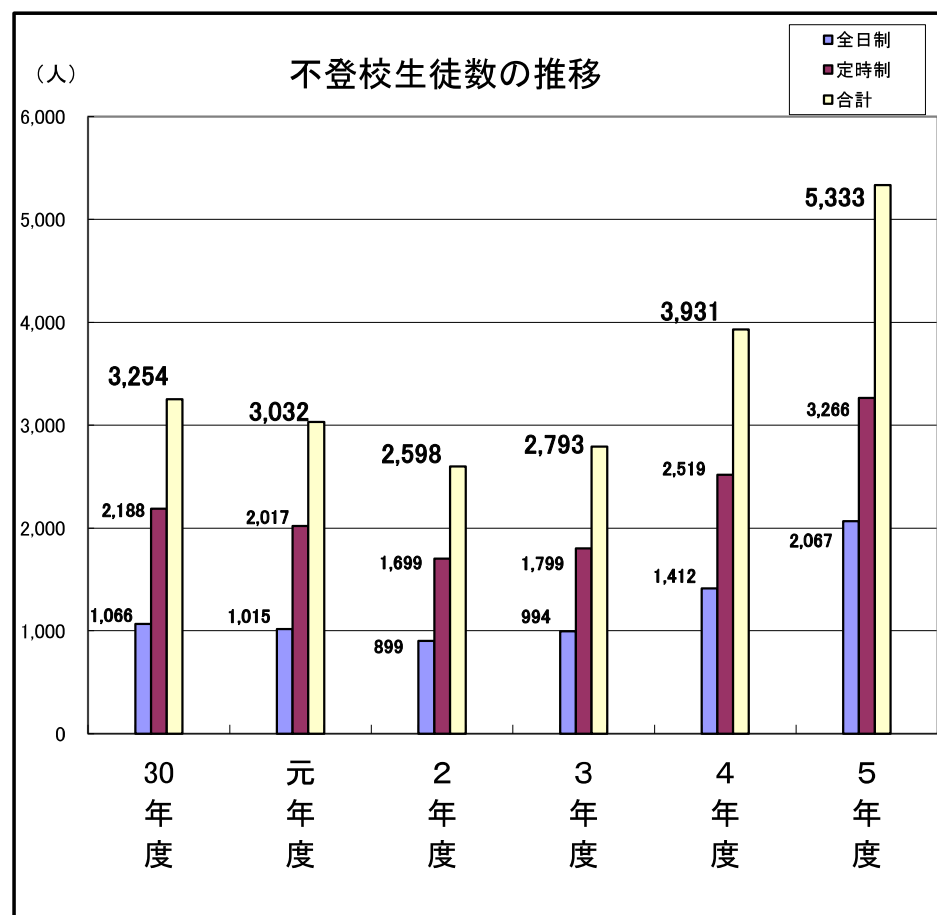
(4)－1 不登校生徒数の推移

(表4－4) [単位：人]

校 種	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
全日制	1,066 (0.84)	1,015 (0.81)	899 (0.73)	994 (0.83)	1,412 (1.20)	2,067 (1.77)
定時制	2,188 (19.02)	2,017 (18.46)	1,699 (16.35)	1,799 (18.39)	2,519 (25.92)	3,266 (34.89)
計	3,254	3,032	2,598	2,793	3,931	5,333

※ 表中の () は、出現率 (不登校生徒数/生徒総数×100) を表す。

図14 (4)－2 不登校生徒数の推移



(5) 不登校生徒について把握した事実

(表4-5) [単位：上段(人)、下段(%)]

区分 課程		人数(人) ・ 割合(%)	総計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
				いじめの被害の情報や相談があった。	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	学校のきまり等に関する相談があった。	転編入学、進級時の不適応による相談があった。	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	生活リズムの不調に関する相談があった。	あそび、非行に関する情報や相談があった。	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	不安・抑うつつの相談があった。	障害(疑いを含む)に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	個別の配慮(13以外)についての求めや相談があった。
全 日 制	不登校生徒について把握した事実(複数回答可)	不登校生徒数(2,067)	2,745	0	140	22	501	24	140	87	131	623	84	743	199	23	28
		割合	—	0.0	5.1	0.8	18.3	0.9	5.1	3.2	4.8	22.7	3.1	27.1	7.2	0.8	1.0
定 時 制	不登校生徒について把握した事実(複数回答可)	不登校生徒数(3,266)	3,892	1	265	45	597	51	100	148	150	648	114	1,138	468	116	51
		割合	—	0.0	6.8	1.2	15.3	1.3	2.6	3.8	3.9	16.6	2.9	29.2	12.0	3.0	1.3

※ 「不登校の生徒について把握した事実」については、「長期欠席者の状況」における「不登校」と回答した不登校生徒全員につき、当てはまる項目を全て回答する。

※ 「相談」は、本人や保護者からの相談である。

※ 割合は、各区分における「総計」に対する割合を表す。

※ 調査票の「区分」については、具体的に次のようなものが考えられる。

<区分>

- いじめの被害の情報や相談・・・本調査で定義するいじめ被害の事実を把握した情報や当該生徒や保護者からのいじめ被害に関する相談
- いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談・・・仲違い、友人が極端に少ない、友人間に関する問題に関する情報や相談
- 教職員との関係をめぐる問題の情報や相談・・・教職員への反抗や反発、教職員から厳しい叱責や注意に関する情報や相談
- 学業の不振や頻繁な宿題の未提出・・・成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い、宿題の過半数が未提出
- 学校のきまり等に関する相談・・・制服を着たくない、給食を食べたくない、学校行事に参加したくないことに関する相談
- 転編入学、進級時の不適応による相談・・・転編入学しなかった、クラス替えが自分の願う学級編成や担任ではなかったことに関する相談
- 家庭生活の変化に関する情報や相談・・・両親の離婚、親の単身赴任、家族の病気に関する情報や相談
- 親子の関わり方に関する問題の情報や相談・・・親の叱責、親の言葉・態度への反発、親の過干渉・放任に関する情報や相談
- 生活リズムの不調に関する相談・・・朝起きられない、夜眠れない、就寝起床時間が定まらないことに関する相談
- あそび、非行に関する情報や相談・・・非行グループに入り非行行為を行うことに関する情報や相談
- 学校生活に対してやる気が出ない等の相談・・・無気力で登校したくないことに関する相談
- 不安・抑うつつの相談・・・登校の意志はあるが、漠然とした不安や気持ちの落ち込みにより登校しない(できない。)ことに関する相談
- 障害(疑いを含む)に起因する特別な教育的支援の求めや相談・・・特別支援学級への在籍、通級指導の利用、特別支援教育支援員の配置、その他の合理的配慮に関する求めや相談
- 個別の配慮(13以外)についての求めや相談・・・日本語指導が必要、特定分野に特異な才能を有する、性に関する違和感、感覚過敏に関する求めや相談

第Ⅴ章 高等学校における中途退学者数等の状況

1 調査について

本調査は、平成17年度が初年度であるが、東京都教育委員会は公立学校統計調査として、昭和53年度から実施している。

調査内容は、令和5年4月1日現在の都立高等学校等に在籍する生徒を対象に、令和5年4月から令和6年3月までの1年間の退学者・原級留置者の状況を取りまとめたものである。

「退学者」とは、令和5年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規程（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まない。また、退学者一人につき複数の理由がある場合には、主たる理由を一つ選択している。

2 調査結果の概要 ※文中の（ ）は、令和4年度の数値である。

(1) 全日制課程

ア 令和5年度における1年間の退学者数は、1,091人(1,084人)であった。これは1校当たり平均退学者数6.1人(6.1人)、対生徒比率(退学率)は0.9%(0.9%)であり、前年度と比較すると、退学者数は7人の増加、1校当たり平均退学者数、対生徒比率(退学率)は、同率であった。

イ 学年制全体の退学率は1.0%(1.0%)で、同率であった。

学年別の退学者数は、第1学年586人(570人)退学率1.6%(1.6%)、第2学年299人(337人)退学率0.9%(1.0%)、第3学年105人(90人)退学率0.3%(0.3%)であった。第1学年と第3学年は同率、第2学年で0.1ポイント減少であった。

また、学年が進行するにつれて、退学者数・退学率ともに低くなっている。

単位制の退学者数は、101人(87人)退学率0.7%(0.6%)で、前年度と比較すると、0.1ポイント増加した。

ウ 学科別の退学者数は、普通科は645人(620人)退学率0.7%(0.7%)、専門学科は403人(418人)退学率2.3%(2.3%)、総合学科は43人(46人)退学率0.6%(0.7%)となっており、前年度と比較すると、普通科及び専門学科は同率、総合学科は0.1ポイント減少であった。

エ 退学理由は、「学校生活・学業不適応」が最も多く490人(536人)対退学者比率44.9%(49.4%)、次に「進路変更」で356人(281人)対退学者比率32.6%(25.9%)、3番目が「学業不振」で183人(170人)対退学者比率16.8%(15.7%)となっている。

(2) 定時制課程

ア 令和5年度における1年間の退学者数は776人(697人)であった。これは1校当たり平均退学者数14.6人(13.2人)、退学率は8.3%(7.2%)であり、前年度と比べると、退学者数は79人の増加、1校当たり平均退学者数は1.4人増加、退学率は1.1ポイント増加であった。

イ 学年制全体の退学率は9.7%(8.1%)で、前年度と比較すると、1.6ポイント増加であった。

学年別の退学者数は、第1学年77人(62人)退学率16.6%(14.8%)、第2学年55人(45人)退学率12.6%(9.0%)、第3学年32人(41人)退学率6.9%(7.5%)、第4学年14人(16人)退学率3.0%(2.8%)となっており、前年度と比較すると、それぞれ1.8ポイント増加、3.6ポイント増加、0.6ポイント減少、0.2ポイント増加であった。

単位制の退学者数は、598人(533人)退学率8.0%(6.9%)で、前年度と比較すると、1.1ポイント増加であった。

ウ 退学理由は、「学校生活・学業不適応」が最も多く395人(318人)対退学者比率50.9%(45.6%)、次に「進路変更」が297人(245人)対退学者比率38.3%(35.2%)、3番目が「病気・けが・死亡」で23人(26人)対退学者比率3.0%(3.7%)となっている。

(3) 通信制課程

ア 令和5年度における1年間の退学者数は214人(240人)、退学率は12.7%(15.3%)であり、前年度と比較すると、2.6ポイント減少した。

イ 退学理由は、「進路変更」が最も多く84人(77人)対退学者比率39.3%(32.1%)、次に「学校生活・学業不適応」で80人(107人)対退学者比率37.4%(44.6%)、3番目が「学業不振」で37人(21人)対退学者比率17.3%(8.8%)となっている。

(4) 原級留置者数(単位制除く)

令和6年3月31日現在、原級留置となった生徒数は、全日制で253人(254人)対生徒比率0.2%(0.2%)であり、前年度と比較すると、1人減少し、対生徒比率は同率であった。

定時制は62人(56人)対生徒比率3.4%(2.8%)であり、前年度と比較すると、6人増加、対生徒比率は0.6ポイント増加した。

3 東京都教育委員会の対応

第Ⅳ章の3の事項に加え、次のような対応を行っている。

- (1) 学業不振の生徒に対する個別相談・補充指導の実施
- (2) 中途退学防止のための少人数指導の実施
- (3) 体験的な学習や課題解決的な学習重視の指導
- (4) 進級・卒業規定の見直し・弾力化
- (5) 身に付けさせる規律・規範の明示
- (6) 中途退学防止改善計画書の作成指導
- (7) 中学生の体験入学や授業公開の実施
- (8) 青少年リスタートプレイスの実施
- (9) スクールカウンセラーの全校全課程配置
- (10) 全日制課程及び定時制課程における人間関係づくりプログラムの実施

4 資料

(1) 都立高等学校中途退学者の状況・推移

都立高等学校中途退学者の状況（表5－1）

1 全日制

			普通科	専門学科	総合学科	合計
学年制	第1学年	生徒数	29,858	5,967		35,825
		退学者数	364	222		586
		退学率(%)	1.2	3.7		1.6
	第2学年	生徒数	28,173	5,395		33,568
		退学者数	179	120		299
		退学率(%)	0.6	2.2		0.9
	第3学年	生徒数	26,933	5,295		32,228
		退学者数	61	44		105
		退学率(%)	0.2	0.8		0.3
	計	生徒数	84,964	16,657		101,621
		退学者数	604	386		990
		退学率(%)	0.7	2.3		1.0
単位制		生徒数	7,687	1,000	6,767	15,454
		退学者数	41	17	43	101
		退学率(%)	0.5	1.7	0.6	0.7
合計		生徒数	92,651	17,657	6,767	117,075
		退学者数	645	403	43	1,091
		退学率(%)	0.7	2.3	0.6	0.9

※ 生徒数：令和5年4月1日現在

2 定時制

学年制	第1学年	生徒数	464
		退学者数	77
		退学率(%)	16.6
	第2学年	生徒数	437
		退学者数	55
		退学率(%)	12.6
	第3学年	生徒数	465
		退学者数	32
		退学率(%)	6.9
	第4学年	生徒数	474
		退学者数	14
		退学率(%)	3.0
単位制	計	生徒数	1,840
		退学者数	178
		退学率(%)	9.7
単位制		生徒数	7,521
		退学者数	598
		退学率(%)	8.0
合計		生徒数	9,361
		退学者数	776
		退学率(%)	8.3

3 通信制

単位制		生徒数	1,688
		退学者数	214
		退学率(%)	12.7
合計		生徒数	1,688
		退学者数	214
		退学率(%)	12.7

※令和4年度から通信制課程を公表

都立高等学校中途退学者の推移(過去5年間)（表5－2）

1 全日制

区 分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	対前年度増△減 (5年度－4年度)	単位
普通科	生徒数 a_1	97,650	96,030	94,094	92,958	92,651	△ 307 人
	退学者数 b_1	785	569	561	620	645	25 人
	退学率(%) $b_1/a_1 \times 100$	0.8	0.6	0.6	0.7	0.7	0.0 %
専門学科	生徒数 a_2	20,486	19,548	18,872	18,167	17,657	△ 510 人
	退学者数 b_2	447	316	301	418	403	△ 15 人
	退学率(%) $b_2/a_2 \times 100$	2.2	1.6	1.6	2.3	2.3	0.0 %
総合学科	生徒数 a_3	7,105	7,015	6,829	6,779	6,767	△ 12 人
	退学者数 b_3	46	39	45	46	43	△ 3 人
	退学率(%) $b_3/a_3 \times 100$	0.6	0.6	0.7	0.7	0.6	△ 0.1 %
計	生徒数 $a_1+a_2+a_3=A$	125,241	122,593	119,795	117,904	117,075	△ 829 人
	退学者数 $b_1+b_2+b_3=B$	1,278	924	907	1,084	1,091	7 人
	退学率(%) $B/A \times 100$	1.0	0.8	0.8	0.9	0.9	0.0 %
調査対象学校数(校) C		179	178	178	178	178	0 校
1校当たり平均退学者数(人) B/C		7.1	5.2	5.1	6.1	6.1	0.0 人

※生徒数：各年4月1日現在

2 定時制

区 分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	対前年度増△減 (5年度－4年度)	単位
生 徒 数 _D	10,924	10,389	9,784	9,718	9,361	△ 357	人
退 学 者 数 _E	887	581	555	697	776	79	人
退 学 率 (%) _{E/D×100}	8.1	5.6	5.7	7.2	8.3	1.1	%
調査対象学校数 (校) _F	55	55	54	53	53	0	校
1校当たり平均退学者数 (人) _{E/F}	16.1	10.6	10.3	13.2	14.6	1.4	人

※生徒数：各年4月1日現在

3 通信制

区 分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	対前年度増△減 (5年度－4年度)	単位
生 徒 数 D	－	－	－	1,570	1,688	118	人
退 学 者 数 E	－	－	－	240	214	△ 26	人
退 学 率 (%) E/D×100	－	－	－	15.3	12.7	△ 2.6	%
調査対象学校数 (校) F	－	－	－	3	3	0	校
1校当たり平均退学者数 (人) E/F	－	－	－	80.0	71.3	△ 8.7	人

※生徒数：各年4月1日現在

◎「学科の説明」

普通科:普通教育を主とする学科

専門学科:専門教育(商業・工業・農業・家庭・福祉・情報・その他)を主とする学科

総合学科:普通教育及び専門教育を選択履修して総合的に学習する学科

◎「単位制の高等学校（令和5年度）」

[全日制・単位制]（23校）

つばさ総合(総合学科)、六郷工科(専門学科)、美原(普通科)、新宿(普通科)、世田谷総合(総合学科)、芦花(普通科)、杉並総合(総合学科)、大泉桜(普通科)、飛鳥(普通科)、板橋有徳(普通科)、忍岡(普通科・専門学科)、晴海総合(総合学科)、墨田川(普通科)、葛飾総合(総合学科)、翔陽(普通科)、青梅総合(総合学科)、上水(普通科)、王子総合(総合学科)、国分寺(普通科)、東久留米総合(総合学科)、若葉総合(総合学科)、町田総合(総合学科)、総合芸術(専門学科)

[定時制・単位制]（17校）

一橋(普通科)、六本木(総合学科)、六郷工科(普通科・専門学科)、世田谷泉(総合学科)、新宿山吹(普通科・専門学科)、荻窪(普通科)、稔ヶ丘(総合学科)、桐ヶ丘(総合学科)、飛鳥(普通科)、板橋有徳(普通科)、浅草(普通科)、小台橋(総合学科)、大江戸(総合学科)、八王子拓真(普通科)、砂川(普通科)、青梅総合(総合学科)、東久留米総合(総合学科)、

[通信制・単位制]（3校）

一橋(普通科)、新宿山吹(普通科)、砂川(普通科)

都立高等学校中途退学者の理由別・学年別内訳（表5-3）

1 全日制

理由	普通科						専門学科						総合学科		合計					
	学年制			単位制	計		学年制			単位制	計		単位制	計	学年制			単位制	計	
	1学年	2学年	3学年				1学年	2学年	3学年						1学年	2学年	3学年			
学業不振	67	26	9	102	1	103	46	26	6	78	1	79	1	113	52	15	180	3	183	
構成比(%)	18.4	14.5	14.8	16.9	2.4	16.0	20.7	21.7	13.6	20.2	5.9	19.6	2.3	19.3	17.4	14.3	18.2	3.0	16.8	
学校生活・学業不適応	187	87	19	293	16	309	70	54	15	139	14	153	28	257	141	34	432	58	490	
構成比(%)	51.4	48.6	31.1	48.5	39.0	47.9	31.5	45.0	34.1	36.0	82.4	38.0	65.1	43.9	47.2	32.4	43.6	57.4	44.9	
進路変更	94	52	26	172	20	192	93	38	20	151	2	153	11	187	90	46	323	33	356	
構成比(%)	25.8	29.1	42.6	28.5	48.8	29.8	41.9	31.7	45.5	39.1	11.8	38.0	25.6	31.9	30.1	43.8	32.6	32.7	32.6	
病気・けが・死亡	2	9	4	15	4	19	2	2	0	4	0	4	2	4	11	4	19	6	25	
構成比(%)	0.5	5.0	6.6	2.5	9.8	2.9	0.9	1.7	0.0	1.0	0.0	1.0	4.7	0.7	3.7	3.8	1.9	5.9	2.3	
経済的理由	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1
構成比(%)	0.3	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	
家庭の事情	8	4	1	13	0	13	6	0	3	9	0	9	1	14	4	4	22	1	23	
構成比(%)	2.2	2.2	1.6	2.2	0.0	2.0	2.7	0.0	6.8	2.3	0.0	2.2	2.3	2.4	1.3	3.8	2.2	1.0	2.1	
問題行動等	5	0	2	7	0	7	4	0	0	4	0	4	0	9	0	2	11	0	11	
構成比(%)	1.4	0.0	3.3	1.2	0.0	1.1	1.8	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0	1.5	0.0	1.9	1.1	0.0	1.0	
その他	0	1	0	1	0	1	1	0	0	1	0	1	0	1	1	1	0	2	0	2
構成比(%)	0.0	0.6	0.0	0.2	0.0	0.2	0.5	0.0	0.0	0.3	0.0	0.2	0.0	0.2	0.3	0.0	0.2	0.0	0.2	
退学者計	364	179	61	604	41	645	222	120	44	386	17	403	43	586	299	105	990	101	1,091	
構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
生徒数	29,858	28,173	26,933	84,964	7,687	92,651	5,967	5,395	5,295	16,657	1,000	17,657	6,767	35,825	33,568	32,228	101,621	15,454	117,075	
退学率(%)	1.2	0.6	0.2	0.7	0.5	0.7	3.7	2.2	0.8	2.3	1.7	2.3	0.6	1.6	0.9	0.3	1.0	0.7	0.9	

※ 生徒数：令和5年4月1日現在

2 定時制

理由	学年制					単位制	計
	1学年	2学年	3学年	4学年	計		
学業不振	2	1	0	0	3	19	22
構成比(%)	2.6	1.8	0.0	0.0	1.7	3.2	2.8
学校生活・学業不適応	49	33	15	10	107	288	395
構成比(%)	63.6	60.0	46.9	71.4	60.1	48.2	50.9
進路変更	17	15	10	1	43	254	297
構成比(%)	22.1	27.3	31.3	7.1	24.2	42.5	38.3
病気・けが・死亡	3	3	0	3	9	14	23
構成比(%)	3.9	5.5	0.0	21.4	5.1	2.3	3.0
経済的理由	0	0	0	0	0	3	3
構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.4
家庭の事情	5	3	7	0	15	6	21
構成比(%)	6.5	5.5	21.9	0.0	8.4	1.0	2.7
問題行動等	1	0	0	0	1	10	11
構成比(%)	1.3	0.0	0.0	0.0	0.6	1.7	1.4
その他	0	0	0	0	0	4	4
構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.5
退学者計	77	55	32	14	178	598	776
構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生徒数	464	437	465	474	1,840	7,521	9,361
退学率(%)	16.6	12.6	6.9	3.0	9.7	8.0	8.3

③ 「理由の説明」

学業不振： 高校入学後、学力不足のために授業の進路についていけず退学した者

学校生活・学業不適応： 当該学校、高校生活又は授業に対する熱意、興味、関心、適応等の不足や喪失を原因として退学した者

進路変更： 在籍する高校以外の進路を積極的に希望し、退学した者

病気・けが・死亡： 病気やけが等の理由のため、欠席日数が多くなって退学した者や、

病気や交通事故等によるけが、死亡により退学した者

経済的理由： 保護者の事情等により、家計が困難になり退学した者

家庭の事情： 家庭状況の変化によるものであって経済的理由以外のもの、例えば、保護者の事情のために退学した者

問題行動等： 例えば不良行為、触法行為等により懲戒処分を受け、それを契機にして退学に至った者

その他： 理由が不明なもの、理由が複合していて分別不可能なもの

都立高等学校中途退学者の理由別・年度別内訳（過去5年間）（表5-4）

1 全日制

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)
学業不振	145	18.5	91	16.0	84	15.0	68	11.0	103	16.0
学校生活・学業不適応	355	45.2	209	36.7	204	36.4	364	58.7	309	47.9
進路変更	172	21.9	218	38.3	213	38.0	129	20.8	192	29.8
病気・けが・死亡	38	4.8	27	4.7	22	3.9	28	4.5	19	2.9
経済的理由	1	0.1	0	0.0	1	0.2	0	0.0	1	0.2
家庭の事情	32	4.1	11	1.9	14	2.5	18	2.9	13	2.0
問題行動等	27	3.4	5	0.9	13	2.3	4	0.6	7	1.1
その他	15	1.9	8	1.4	10	1.8	9	1.5	1	0.2
退学者計	785	100.0	569	100.0	561	100.0	620	100.0	645	100.0
生徒数	97,650		96,030		94,094		92,958		92,651	
退学率	0.8%		0.6%		0.6%		0.7%		0.7%	
学業不振	153	34.2	97	30.7	68	22.6	94	22.5	79	19.6
学校生活・学業不適応	140	31.3	89	28.2	92	30.6	158	37.8	153	38.0
進路変更	127	28.4	100	31.6	117	38.9	138	33.0	153	38.0
病気・けが・死亡	10	2.2	9	2.8	3	1.0	7	1.7	4	1.0
経済的理由	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.2	0	0.0
家庭の事情	10	2.2	10	3.2	14	4.7	7	1.7	9	2.2
問題行動等	6	1.3	7	2.2	3	1.0	8	1.9	4	1.0
その他	1	0.2	4	1.3	4	1.3	5	1.2	1	0.2
退学者計	447	100.0	316	100.0	301	100.0	418	100.0	403	100.0
生徒数	20,486		19,548		18,872		18,167		17,657	
退学率	2.2%		1.6%		1.6%		2.3%		2.3%	
学業不振	0	0.0	0	0.0	17	37.8	8	17.4	1	2.3
学校生活・学業不適応	11	23.9	17	43.6	14	31.1	14	30.4	28	65.1
進路変更	25	54.3	18	46.2	12	26.7	14	30.4	11	25.6
病気・けが・死亡	3	6.5	3	7.7	2	4.4	9	19.6	2	4.7
経済的理由	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
家庭の事情	3	6.5	1	2.6	0	0.0	1	2.2	1	2.3
問題行動等	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	4	8.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
退学者計	46	100.0	39	100.0	45	100.0	46	100.0	43	100.0
生徒数	7,105		7,015		6,829		6,779		6,767	
退学率	0.6%		0.6%		0.7%		0.7%		0.6%	
学業不振	298	23.3	188	20.3	169	18.6	170	15.7	183	16.8
学校生活・学業不適応	506	39.6	315	34.1	310	34.2	536	49.4	490	44.9
進路変更	324	25.4	336	36.4	342	37.7	281	25.9	356	32.6
病気・けが・死亡	51	4.0	39	4.2	27	3.0	44	4.1	25	2.3
経済的理由	1	0.1	0	0.0	1	0.1	1	0.1	1	0.1
家庭の事情	45	3.5	22	2.4	28	3.1	26	2.4	23	2.1
問題行動等	33	2.6	12	1.3	16	1.8	12	1.1	11	1.0
その他	20	1.6	12	1.3	14	1.5	14	1.3	2	0.2
退学者計	1,278	100.0	924	100.0	907	100.0	1,084	100.0	1,091	100.0
生徒数	125,241		122,593		119,795		117,904		117,075	
退学率	1.0%		0.8%		0.8%		0.9%		0.9%	

2 定時制

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)
学業不振	78	8.8	42	7.2	69	12.4	53	7.6	22	2.8
学校生活・学業不適応	363	40.9	232	39.9	203	36.6	318	45.6	395	50.9
進路変更	281	31.7	214	36.8	241	43.4	245	35.2	297	38.3
病気・けが・死亡	39	4.4	25	4.3	9	1.6	26	3.7	23	3.0
経済的理由	0	0.0	4	0.7	1	0.2	4	0.6	3	0.4
家庭の事情	39	4.4	29	5.0	11	2.0	26	3.7	21	2.7
問題行動等	14	1.6	13	2.2	7	1.3	5	0.7	11	1.4
その他	73	8.2	22	3.8	14	2.5	20	2.9	4	0.5
退学者計	887	100.0	581	100.0	555	100.0	697	100.0	776	100.0
生徒数	10,942		10,389		9,784		9,718		9,361	
退学率	8.1%		5.6%		5.7%		7.2%		8.3%	

3 通信制

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)
学業不振	-	-	-	-	-	-	21	8.8	37	17.3
学校生活・学業不適応	-	-	-	-	-	-	107	44.6	80	37.4
進路変更	-	-	-	-	-	-	77	32.1	84	39.3
病氣・けが・死亡	-	-	-	-	-	-	1	0.4	7	3.3
経済的理由	-	-	-	-	-	-	0	0.0	0	0.0
家庭の事情	-	-	-	-	-	-	0	0.0	5	2.3
問題行動等	-	-	-	-	-	-	0	0.0	1	0.5
その他	-	-	-	-	-	-	34	14.2	0	0.0
退学者計	-	-	-	-	-	-	240	100.0	214	100.0
生徒数	-	-	-	-	-	-	1,570		1,688	
退学率	-	-	-	-	-	-	15.3%		12.7%	

図15 (3) 都立高等学校中途退学者数・退学率の推移

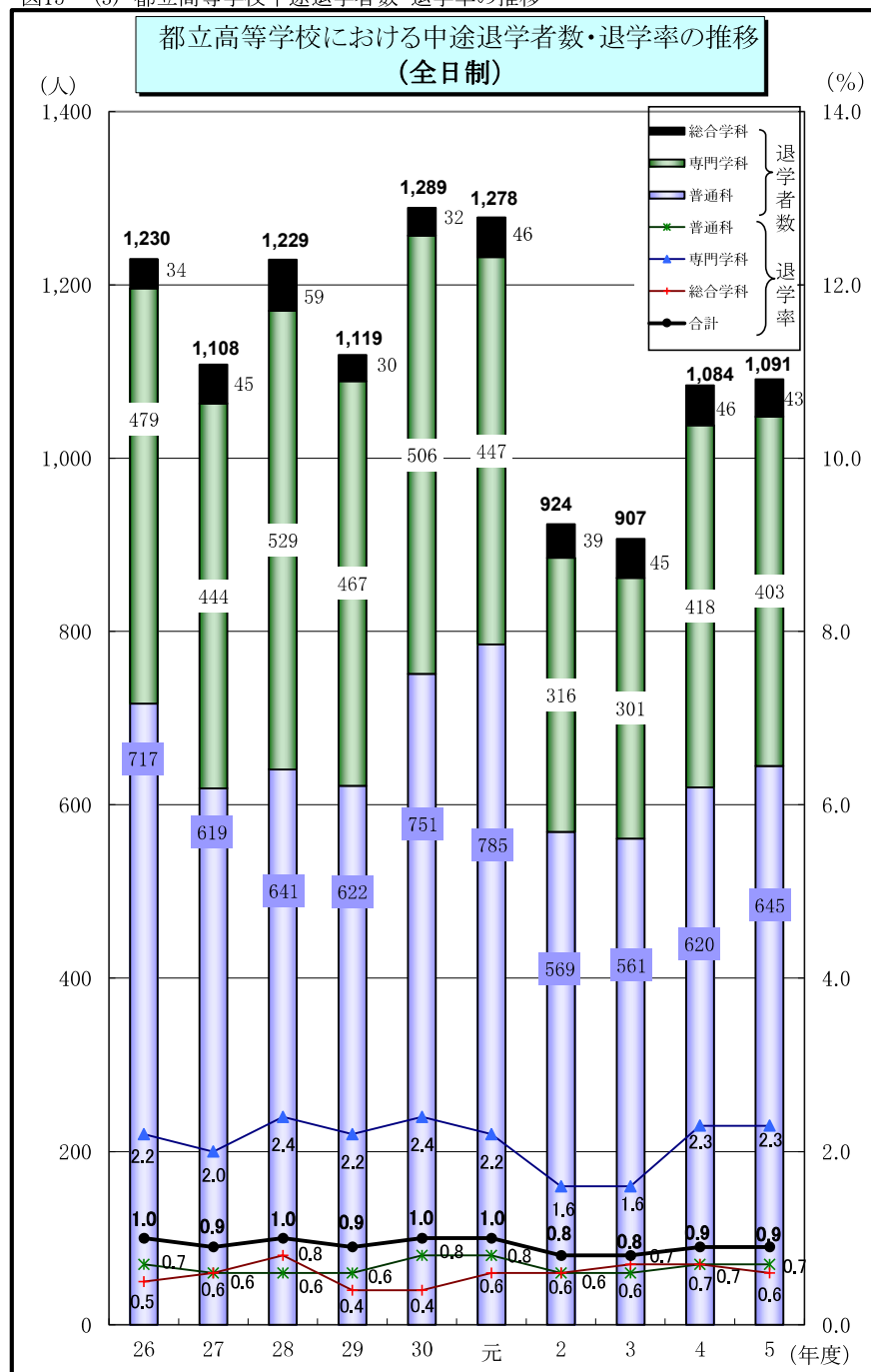
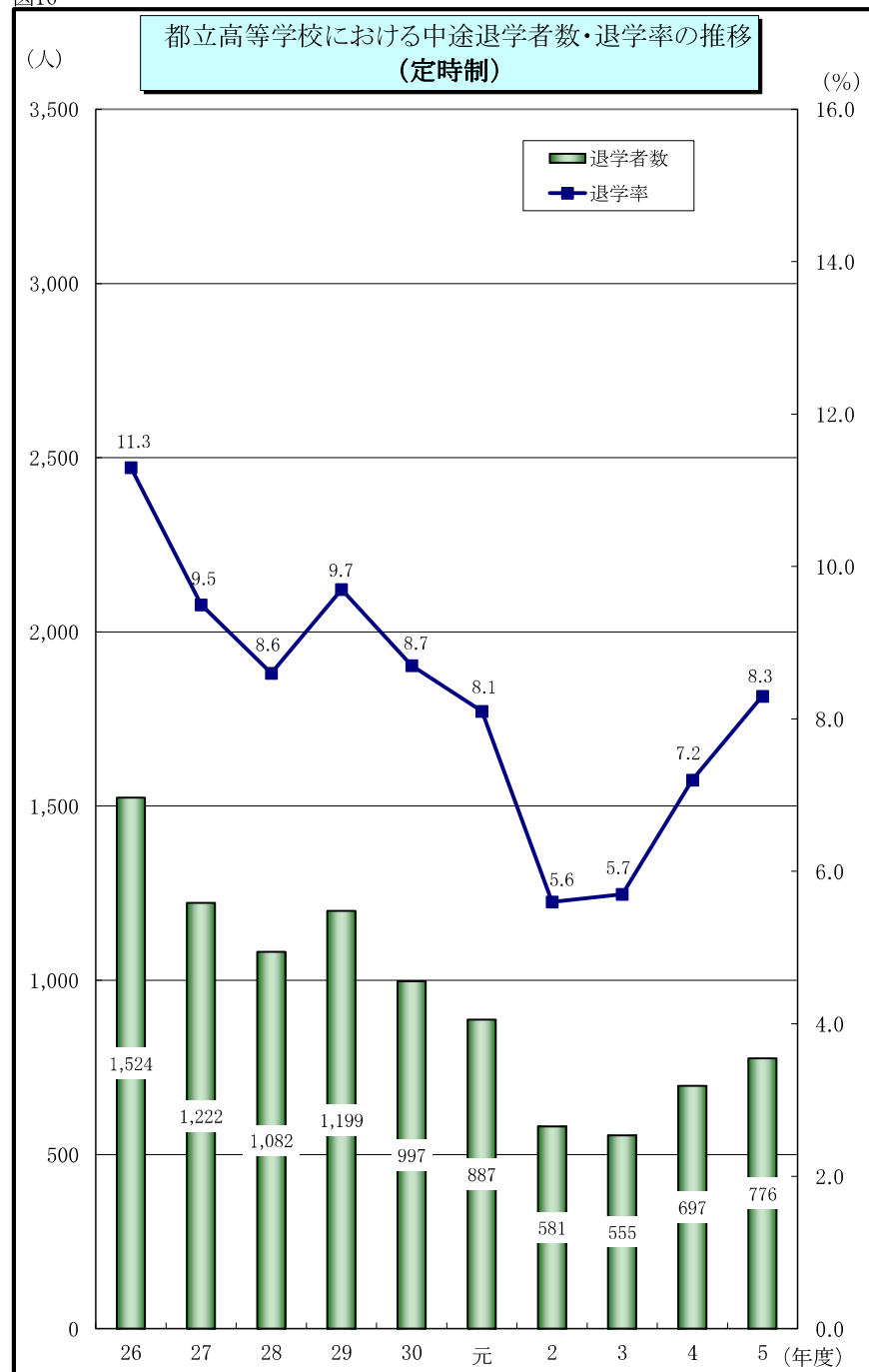


図16



(4) 都立高等学校原級留置者の状況・推移

都立高等学校原級留置者の状況（表5－5）

1 全日制

区分		普通科	専門学科	合計
第1 学年	生徒数	29,858	5,967	35,825
	原級留置者	106	18	124
	率 (%)	0.4	0.3	0.3
第2 学年	生徒数	28,173	5,395	33,568
	原級留置者	91	14	105
	率 (%)	0.3	0.3	0.3
第3 学年	生徒数	26,933	5,295	32,228
	原級留置者	20	4	24
	率 (%)	0.1	0.1	0.1
計	生徒数	84,964	16,657	101,621
	原級留置者	217	36	253
	率 (%)	0.3	0.2	0.2

2 定時制

第1学年	生徒数	464
	原級留置者	19
	率(%)	4.1
第2学年	生徒数	437
	原級留置者	17
	率(%)	3.9
第3学年	生徒数	465
	原級留置者	17
	率(%)	3.7
第4学年	生徒数	474
	原級留置者	9
	率(%)	1.9
計	生徒数	1,840
	原級留置者	62
	率(%)	3.4

※ 単位制の高校を除く

※ 生徒数:令和5年4月1日現在

都立高等学校原級留置者の推移(過去5年間)（表5－6）

1 全日制

年度	普通科			専門学科			合 計		
	生徒数	原級留置者	率(%)	生徒数	原級留置者	率(%)	生徒数	原級留置者	率(%)
元年度	89,317	146	0.2	19,345	40	0.2	108,662	186	0.2
2年度	87,816	117	0.1	18,434	34	0.2	106,250	151	0.1
3年度	86,191	127	0.1	17,793	38	0.2	103,984	165	0.2
4年度	85,205	214	0.3	17,141	40	0.2	102,346	254	0.2
5年度	84,964	217	0.3	16,657	36	0.2	101,621	253	0.2

2 定時制

年度	生徒数	原級留置者	率(%)
元年度	3,299	64	1.9
2年度	2,789	48	1.7
3年度	2,339	44	1.9
4年度	2,032	56	2.8
5年度	1,840	62	3.4

※ 単位制の高校を除く

※ 生徒数:令和5年4月1日現在

第Ⅵ章 小学校・中学校・高等学校における自殺の状況

1 資料

(1) 自殺に係る調査を実施した件数

校種	人数
小学校	0
中学校	13
高等学校	12

第Ⅶ章 出席停止の措置の状況

1 資料

(1) 出席停止の措置が採られた小中学校数

区分	学校数
小学校	0
中学校	0